

参議院文教委員会會議録第三十三号

昭和三十一年五月二十三日(水曜日)午
前十時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
劍木 亨弘君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
三木與吉郎君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
成瀬 幡治君
矢嶋 三義君
高橋 道男君
竹下 豊次君

國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

政府委員

法制局第二部長 野木 新一君
文部省初等中
等教育局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

説明員

法制局参事官 町田 充君

文部省初等中等
教育局地方課長 木田 宏君

本日の會議に付した案件

○本委員会の運営に関する件
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開会いたします。

まず、昨晚の理事会の経過について報告いたします。先日来の当委員会における文部大臣の発言について、昨日の委員会において文部大臣に対し質疑を行なったわけであり、理事会においては、まず本件の取扱いについて協議を行いましたところ、相手が酒氣を帯びていた旨の大臣の発言は、松沢一鶴君から実情を聴取した結果、その事實はなかったことを確認いたしましたので、委員長よりその旨御報告を申し上げます。本件の今後の取扱いは、なおその点以外の点についての意見の調整を要するので、報告を申し上げる段階に至っておりません。

次に、本日の委員会の運営については、当初昨日をもつて質疑を終了し、本日直ちに討論採決に入るべきであるという自民党の意見と、逐条審議を本日の際あたためて協議を行うという社会党の意見が対立したまま、歩み寄りが

なかったため、委員長から各章一時間の割合で計六時間をもつて逐条審議を終了することを提案した次第であります。結局各会派に持ち帰られた上、重ねて協議を行なった結果、自民党側は委員長の提案に賛成されたのであります。ところが、なお社会党は五日間の逐条審議を必要とするという御希望がありました。そこでさらに協議を重ねたのであります。十二時に至りましたので、本日は午後五時まで逐条審議を行い、その後の委員会の運営については、五時からあらためて理事会を開いて協議を行うことに決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げた通り取り運ぶことに御異議ございませんか。

○秋山長造君 取り運ばれることにつきましては、私も党の理事の方から承わっておりますので、異議はございませんが、ただ、委員長の御報告の最初の点でありました、松沢一鶴氏が酒氣を帯びていたという文部大臣の発言は誤りだった、実は酒氣を帯びていなかったのだというところだけは、當場一致御確認になったという御報告でございますが、委員長にお伺いしたいことは、ただ文部大臣が誤りだったというところを理事会で確認されて、そうしてただいまのような形で御報告をされて、それでもその点は済みだ、ケリがついたというように委員長はお考えになつておられるのかどうかということが第一点であります。

それから第二点は、酒氣云々の点以外に、重要な問題点が幾つかあるわけですが、それらの点については、理事会で論議されたけれども確認されるに至らず、従つてただいまの機会に御報告されるまでに至らなかった、こういうことでございます。しからば、酒氣云々以外の確認されるに至らなかった、従つてただいまの機会に御報告されるに至らなかった重大な問題は、今後いかような取扱いをなさるおつもりであるか。この二点についてお伺いしたい。

○委員長(加賀山之雄君) そのほかのことについては確認したこともまだあります。これは大臣と松沢一鶴君とのお話が一致しておりますので、あらためて委員長は申し上げなかつただけで、ただ酒氣云々の点は、この速記録にも載っておりますので、委員長からこの報告をもつて、そのことはなかつたというところを訂正をさせていただいたというところでございます。で、その点も含めていろいろ御意見が両側から出ておりましたが、ここに御報告申し上げましたように、まだ両方の御意見を調整できたというところまでいっておりませんので、なおこれを理事会においてどうするかというのを御意見をきめていただかなければならぬ、かように考えておりますが、委員長としてどう取り計らうのがいかにということを開かれまして、委員長がきめた通り皆さんが御了承になるならよろしゅうございしますが、これはやはり理事会において御了承を得る以外に方法はないかと考えるので、ここで委員長の意見を、どうするかということをお願いすることは、差し控えたいと考えてるのであります。

○秋山長造君 もう一回だけ。そういたしますと、酒氣云々の点については理事会においてその点だけは確認したけれども、しからばその確認した点についてどういふ取扱いをするか、どういふ結末をつけるかという問題と、それからそれ以外の点について委員会としてどう扱うかという問題は、いずれもきよりの理事会に持ち越された、きよりの委員会散会後の理事会においてあらためて御相談される、こういうふうに了承してよろしゅうございしますか。

○委員長(加賀山之雄君) そう考えていただいてけっこうだと思ひます。

○雨森常夫君 先ほど昨日の理事会の結果を御報告承つたのですが、お話し、本日の五時ごろにこの委員会を理事会を開いて協議する、こういうお話でありましたが、本日の五時ごろに委員会を休憩でありましたか、あるいは散会後になったのでありますか。

○委員長(加賀山之雄君) その点につきましては、散会とも休憩とも、理事会においてはおきめを願ひませんが、したので、要すればお昼ごろの休憩時間中に、理事会を開いてその点をきめてもよろしゅうございしますが、委員長のつもりといたしては、五時に休

懇をしていただいて理事会を開く、かように委員長としては解釈をいたして、おた次第でございませうが、理事会では確認をいたしておりました。

○秋山長造君 その点はなんなんですか。今雨森さんからあらためてその点について問題が提起されたので、私ちょっと意外な感じを持ったんです。が、（提起したのじゃない、きのうの理事会の結果を……と呼ぶ者あり）これはきょうは六時間逐条審議を続け、大体そのめどは五時ごろに委員会を終って、その後、明日以後の処置は理事会においてあらためて検討する、こういうふうに私は承わっておつたんですけれども、その点はただいまの雨森さんの御発言並びに委員長の御注釈を加えられたところから承わること、私の聞いておつたこととちよつとこれは違ふ点があるんです。五時に終る、委員会を終つて、これを先ほど委員長報告の中でおつたんですけれども、その終るという意味は、私はごく自然に何げなしに聞いておつたんですけれども、それが終るという意味は、一応委員会を休憩にして、という意味だということになると、どうもあとに何か含意のありさうなような感じを持つのですけれども、その点はいかがですか。社会党の理事に対して、ちよつと内輪なことで工合が悪いのですけれども、これは今問題が出たからお尋ねするのですけれども、私ちよつとその点が納得がつかないのです。

○湯山勇君 私は午後五時というのは、もう大体的にその日の日程の終る時間です。そこで委員長の御解釈が私にはちよつと納得できないので、特に五時以後休憩して開くのであれば、ういう発言があるべきだと思ひます。そういう発言が何もなくつたわけですから、常識としては五時に委員会を終つて理事会に入る、これは、だれが聞いても、これは委員会が終つてそれから理事会というふうな解釈するのが妥当であつて、そういうふうな休憩してやるという場合には注釈がなければならぬと思ひます。従つてきのうの話の確認はしなかつたけれども、五時まではやるといふことは、五時で散会して理事会に入ると解釈するのが、確認がなければ常識だと思ひます。

○委員長（加賀山之雄君） でございます。それから、いすれにいたしまして、本日この逐条審議の模様は、やはりかかつていることと存じますので、これはやはりそれを今からはつきりときめておくこともどうかと思ひます。さういふ点と、たとえば五時に至つてまだちよつと審議のいいところが続いてるやうであれば、これは十分や五分はそれで済ませ、五時と申し上げましたけれども、そこで切るといふことも非常に不自然でございませうし、一に本日のこの審議の模様にかかつておりますから、この点は一つ理事会におまかせ願つて、委員長といたしましては、先ほど申しました通り、理事会において決定いたしましたところは、五時までは逐条審議を続けるのである、そこまではいい、さうしてその後において委員会の運営についてあらためて理事会を開いて相談するのだ、これがきまつたところでございまして、理事会できまつておられますので、それ以上のことをご申し上げることは、委員長が御承知の上のことと存じます。委員長の御解釈を申し上げた次第でございませうけれども、これも解釈にすぎないの

で、確定をして、確認をされたことではないといふように各委員は御了承を願ひたいと思ひます。審議に入りたいと思ひます。……安部君。

○安部キミ子君 今のお話しですと、まだ質問の都合で、ちよつと五時きつちりというわけにいかなければ五時は五十分でも、五時十五分でも延びるかもしれない、その十五分延びたところで、本日の委員会は終了する、こういう意味でございませうか。

○委員長（加賀山之雄君） いや、その点はまだきまつておりませんので、先ほど申し上げたのであります。

○秋山長造君 もうこれでやめますから、ちよつとしばらくごかんべんを願ひます。これは今の手荒さんの方の解釈は、私はきょうも後で考えてつてつづけたら解釈がよいかと思ひます。いかんがでしようか。私はきのう聞いたことも、けさ聞いたことも、これは先ほど湯山理事からおつたその通りです。ごく自然にならかに聞いたので、さういふ五時に終るという点を特に取り上げて、さうしてそれは五時に終るといふことも、これは休憩をするので、……休憩をする以上は再開ということが出すというやうなことで、再開あたりで質疑打ち切りというやうなことを含ませるやうなことで、さういふ物のはきまつたやうな感じを受けらるゝんです。そこからはつきりフェアプレーで、男らしく、はつきりやつてもらわねと、この逐条審議をやれ、やれと言われても、あとに何か待つてゐるやうなことでやれやれと言われても、これは抜き足差し足といふことにならざるを得ないんですから、そこからはガラス張り一つすつきりしておいて下さい。

○委員長（加賀山之雄君） 問題をこんがらがさないやうにお願いいたします。

○田中啓一君 どうもいろいろ御発言がございまして、そのときの様子を一応申し上げておくのが、皆さんの御参考になるかと思ひます。私はたしかその六時間を限つて逐条審議の委員長のお取りなしの案に賛成いたしましたと言つた際に、それならば六時間内は、あまり言いたくはないけれども質疑打ち切りの動議は出さないかという御質問がございまして、さうであつた、さういふ発言をしたことを覚えております。これは皆さんも御記憶であらうと思ひます。それからまた、六時間とつたつて十分超過したらいかなぬといふふうにも思つておられます。従つて委員長は六時間といつても、およそ五時ごろになつたならば、そこであつた十分や五分のことをこれ以上言ひわけではないが、なお長時間逐条審議について御要求があるといふことも、問題が残つておるということもあり得るので、さういふ問題をどうするか、さういふことをまあ相談しよう、従つて一べん飯を食つて夜でも一つやろうじやないかという相談もあり得るわけなんです、さういふ意味でゆるやかなるほど委員長のおつたやうに休憩するとも、散会するとも、継続するとも言わないで、お互い散会したわけでありまして、これはどうもやはり委員長がたかくおつしやるやうに、手がたかくおつしやるやうに、一べんそのところをどうするかといふのを、きょう昼でも理事会で御相談願ひよりほかどうもお互いきまつた確認はいたしておらないのだとかやうに思ひます。さ

ような事情なんです、事情は。（話が違ひよ、少し「違ひないよ」一応はつきりしておいて下さい」と呼ぶ者あり）

○委員長（加賀山之雄君） どうぞ逐条審議にお入り願つて、委員長においてはその点は最も「質疑は打ち切らない」といふことを約束してゐるのだから、と呼ぶ者あり）常識的に理事会においておきめ願ひたいと思ひますから、どうぞその点さう御心配なさらないで質疑にお入り願ひたいと思ひます。

○委員長（加賀山之雄君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び同法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案を議題といたします。これより逐条質疑に入ります。まず、第一章について御質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○秋山長造君 第一条についてお伺ひしますが、その見出しのところは、「この法律の趣旨」と書いてあります。この趣旨という意味はさういふ意味なんです、さういふ点最初に伺ひます。

○政府委員（緒方信一君） これは趣旨と見出しに書いてある、この点について御質問であらうと存じますが、この法律の組み立てにつきまして、第一条に書いたわけでありまして、それを「この法律の趣旨」と現わしたわけでありまして。

○秋山長造君 ただいまの局長の御答弁によりますと、この法律の組み立てといふことだといふお話しなんです、が、まあ普通第一条には、大きな法律の場合は大抵この法律の目的といふ見出しになつてゐる。それからこの第

○政府委員(緒方信一君) これは字句
といたしましては趣旨といい、目的と
いい、さほど区別はないと存じますけ
れども、ここにありますように、この
法律は教育委員会の設置、教育機関の
職員の身分取扱その他地方公共団体
における教育行政の組織及び運営の基
本を定める、こういう何と申します
か、内容の構成についてここに書いて
おりますので、こういう場合は趣旨と
書くのが普通じゃないか。いずれにし
ましても、趣旨といい、目的といい、
そう言葉としましては違いはないの
で、まあ趣旨という言葉を使ったの
であります。

○秋山長造君 目的といい、趣旨とい
い、言葉の違いはないのだという議論
ならば、それは私の質問も無意味だと

ある研修について規定することを目的とする。こういう言葉が使つてあるわけじゃないのですね。だからこの教育公務員特例法の第一条のような条文の書き方で、そうして趣旨という言葉を見出しに使うならば、それは話がわかる。この新法案の第一条はもう明らかに、云々することを目的のすると、目的だということのはつきりうたつてある。にもかかわらずこの見出しだけがその条文と異つて趣旨という言葉が使つてある。これは私は間違ひではないか、あるいは間違ひでなければ、何か局長がおっしゃるのように、同じ意味だということ以上の何かおもんばかりがあつて、趣旨という言葉を使われたのではないかと推察するのです。これは趣旨と目的というのは同じじゃないですよ。漢和辞典を引いていただければわかります。目的というところを字引で引いてごらんないさい、趣旨というところと書いてない。趣旨というところを引いてごらんないさい、目的とは書いてない。違ふんです。そこに何か特別なお考えがあつて、こういう違ふ言葉を使われたのじゃないかと私は思う。その点について御解明願ひたい。

○政府委員(緒方信一君) 見出しのつけ方の問題でございますけれども、ただいま御引用になりましたように、従来の法律も「趣旨」という見出しをつけたものがございます。おおよそ主としてその法律の構成を第一条に出している、そういう書き方をしました場合には、「趣旨」というふうな見出しをつけることが多いのであります。第一条で、主としてその法律効果、その法律のねらつてゐる目的効果、そういうものを書きました場合には、見出しも目的とする。

的とつく方が多いようです。その例にならったまででございまして、これは見出しでございまして、さほどおつしやるように考えておりません。

○秋山長造君　それはね、局長簡単にそう言つて、どつちでもいいのだというようにおつしやるけれども、これは法律でしょう。教育行政の憲法ですよ。その憲法の用語というものは、それはどつちでもいいのだ、同じことだというようないかげんなことで私は書かれてゐるものではないんですよ。一字一句それはゆるがせにできないものでしょう。たとえばこの条文がわれわれに配られてからあと訂正表が出ましたね。ミスプリントの訂正表が。あれなんか見ましても、句読点の、点やマルですね。あの句読点の打ち方の違いですら、嚴重に訂正しておられるでしょう。点がマルになろうとマルが点になろうと、点が落ちようといつていようと、法律の意味そのものに何も違いはないじゃないかということが言えるわけです。ところがこの法律という問題になると、一般の手紙だとか、あるいは小説だとか、論文だとかそういうものの場合とは違つて、一点一句ゆるがせにできないものと私は考えるのです、これは。だから条文の内容は、「目的」ということを使つておるにもかかわらず、見出しが「趣旨」というように食い違つた見出しがついておるといふことは、これはやはり間違ひでなければ、何か特殊なおもんばかりがあつて、特にそうされたと解釈するよりしょうがない。こういう場合には、こゝういふ意味のことを内容にうたつておる場合には、「趣旨」と書くのが例だと

7

「総則」とごいますけれども、第一条にその目的を書いてあるわけであります。先ほど申しますように法律効果の、法律のねらっておる目的を主として第一条に書いてある、そういう場合と、そうじゃなくて、その構成を主として出している、これによりまして区別をいたしておりますので、その例に従いましてこれを「趣旨」といたしました。

二条でうたつておるのだというようなことは、一条の条文とは全然別なことです。これ含まれていないんだと思うんですがね。これは字句にこだわるとうすすけれどもね、これ重要なことだかと思うのです。この第一条というのは。文部大臣いかがですか。

○**國務大臣（溝淵一郎君）** ただいまで政府委員のお答えいたしました通りでございます。

すが、第一条に書いていますところを、
ごらんいただきますと、結局「地方公共
共同体における教育行政の組織及び運
営の基本を定める」、「こういふふう
に」
「基本を定める」ということの中身を
書いてある。そうじゃなくて先ほどお
っしゃいました、たとえば現行の教育
委員会の先ほど湯山さんからお引きに
なりましたけれども、これは何と申し
ますか、その法律のねらう効果を申し

に、教育機関の職員的身分取扱いというのが入ってきて、それは当初の構想である職員法案というものが姿を没して本国会に出なかったわけなんです。が、どういってお考えのもとにそういう方針を変えられたのか、当初考えられなかった職員法案の構想と、それからそれをやめられて教育公務員特例法の中にあるところの一部をこちらに持つ

よ。ところがこの中から一部です。この法案の中に持ってきているわけです。その結果としては教育公務員の特殊性という教育公務員特例法の立法精神の中核となるべきものはばけてきている、薄らいできています。それは当初あなたのところでは、教育公務員特例法の抜本的改正といいますが、世間に伝えられているのは職員法案という

○秋山長造君 いやそれは局長違いますよ、あなた。この法律の構成一條で組み立てて、この法律の目的を一條でうたつてゐるんじゃないでしょう。この地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法律の目的は何かといふことを第一條にうたつておるんじゃない。だから第一條の論より証拠、ここに書いておられるんじゃないですか。

「この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員的身分取扱その他の

○矢崎三繼君 委員長閣下。政府委員の答弁した通りだということではわからないのです。こういうことなんじゃやないですか。この現行教育委員会法の第一条には「この法律の目的」として御存じの通り書いてある。それと非常に違ってくるので、この「法律の目的」と書けなくてまあ「趣旨」とした。それからまた、この方は教育公務員特例法の教職員の身分取扱いもかなり入っているの、教育公務員特例法の第一条

ますか。そういうことを書いてある
そういう書き方をした場合には見出し
に「目的」をつける。それからこの法律
のような書き方の場合には、「趣旨」と
つける。教育公務員特例法をごらん
になりました、中身のことにつきまし
て、「任免、分限、懲戒、服務及び研
修について規定する。」というふうな
書き方をいたしております。これには
「趣旨」という見出しがついておりま
す。

えは、これに関連する答弁が出てくるのではないかと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) これは第一 条の逐条審議をお願いしておる段階でございまして、政府の立案過程のことをここで申し上げることはいかかかと存じます。これは、いや政府部内におきましていろいろ考えたことはこれにございまいしょうけれども(それを聞いてゐるのだと呼ぶ者あり)しかし、

もので伝えられたわけです。それは老えられていたはずなんです。ところがその構想がつぶれて、そして教育委員会の法の改正の中に織り込んで、そこでこの教育公務員特例法というものの特殊な性質というものが薄らいできた、ところが幸いに教育公務員特例法の第一条には趣旨という言葉がある、それから教育委員会法のところには目的と書いて、目的とするとある、それをちやうどちゃんぽんにしたような形がこのの

他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。」と書いてある。「目的とする。」と、あなたが今おっしゃるように法律の構成とか、組み立てのことを書いているんだというんだったら、第一条はこりいう書き方でなしに、第一条、この法律は、この法律の組み立てを定めることを目的とする、か何かそりいうように書かなければいかん。この法律自体の組み立てがどうあるべきかとい

の^二見出し^一を「趣旨」と書いて第一条をそれらしく規定しています。それでこれがちゃんぽんになって「（この法律の趣旨）」と書き、条文の最後を「目的とする。」かようにしたから、他の法律の条文の並べ方と非常に違った形になって、秋山委員の質問が出てきていると思うんですがね、はっきりした根拠がないと思うのですよ。だからどうしてね、ほかの法律と形態をかえて「定め

○委員長（加賀山之雄君） ただいまの政府委員の答弁で大体はつきりしていると思いますが。

○矢嶋三義君 この法案が出てくる経過を伺つたら少しははつきりしてくるかと思ふのです。それでその角度から伺いますが、当初文部省は現行教育委員会法の改正を企図して、そうして教育行政の組織及び運営に關するこれを一本と、それから現行教育公務員特例法と關連のある職員的身分法のものをつ

の法律でございますから、それは事務的にいろいろな内部で考えたということは、これはあるかもしれません、しかし今お話したように、そうかたまったものを正式にきめて決定したということはございません。

○矢嶋三義君 答弁して下さいよ、今二点伺ったでしょうが、それとこれが関連があるのですよ。それを聞かなければわかんないでしょう。局長は不遜で

法律の趣旨と、この第一条の終りが目的とする、こゝういふ形で出てきているわけであります。だからその経緯を聞けば、納得するやうな点が出てくるだらうと思つてからお伺いしますと伺つてゐるのです。それを答弁して下さい。

○政府委員（緒方信一君） 第一条の規定におきましては、ただいまおっしゃいましたやうな関連はございません。この法律に教育機関の職員の身分取扱

うことを第一条がうたっているのでは全然ない。どうしやなくしてこの法律というものは地方教育行政についての組織及び運営がどうあるべきかということやうたうのが目的なんです。だからやはり「目的」ですよ。これは今おっしゃるようなこの法律自体の構成を第

えて「法律の目的」としないで「趣旨」としたのはこの点だという納得できるような説明ができなければ、局長の説明では納得できませんわけてです。

○政府委員(緒方信一君) これは先ほどの御説明を繰り返すだけで、また繰り返してはなはば恐縮でございます。

一本と、二本建を考えられておったと思うのですね。で、ここで私は伺いたいのは、そういう意味で職員法案というものの構想が練られていたのですが、それはどういふことを立法内容とされようとしておったのか、それが一点と、その後、それが消えてですね、

すよ。ということとは、これは私申し上げますから聞いて下さい。教育公務員特例法、これはこの第一条に書いてあるように、教育公務員の職務と、その責任の特殊性に基きと、この特殊性に基き教育公務員特例法が出たというのは、この法が一番眼目になってお

いについて規定しておりますけれども、この法律におきましては、特に地方の公共団体におきます教育行政の組織、運営に関しまして基本をきめておりますから、この法律の中に地方教育行政に關します教育機関の職員的身分取扱いを規定するのは適当と存じ

まして、こちらに入れたのです。教育公務員特例法の中に教育公務員の特殊性に基きます関係につきましては、なお規定がここにございます。ただこちらに取り出して参りましたのは、若干これに關係ございませうけれども、ここに規定してございませうのは、地方教育行政の組織運営に關しまする部分をここに規定してあるわけでございます。

○矢嶋三義君 大臣に伺いますが、第一点は今後職員法案というものを出すことをお考えになって、この法案は出てきているのか、それが第一点。それから第二点は、教育公務員特例法は教員の職務とその責任の特殊性という立場からこの法律ができていくのです。が、たとえばですね、教育長とかあるいは教育職員の任用資格条件とか、それに伴うところの勤務条件とか、そういう特殊性は今度なくなるようになっておりますが、従来ですね、教育公務員の職責とその責任の特殊性から考慮されて参った、そういうことは今後おやめになるお考えか、この整理法案を見るとそういう点が現われているわけでございますので、その二点を伺います。

○國務大臣(清瀬一郎君) この法規は私が就任して以来、党においてもいろいろ研究の上、立案を命じたものでございませう。その過程において私は職員法なるものを別途立案することは囑託したことはございませうので、この法律はこの法律の通りでございます。あるいは立案者はこれになるまでにたびたび筆を取りかえたかもしれませんが、これはこの法律のみとどうにか御了解を願いたいと思ひます。教育公

務員特例法を今変更するという考えは持っておりません。

それから先ほど以来の政府委員と答弁をその通りだと、先刻答へましたことについて、その通りではわからんというところでございませうが、もう少し私の言葉で同じことを説明いたしますれば、この見出しはその内容を簡単に付けて、後日法律を調べる人の便宜に供するものでございまして、従前には、戦前にはこのことがなかったものであります。が、本屋が勝手につけたといつたような場合もございまして、このつけ方はその規定全体を見てですね、これが本質じやないことをまあ取ってつけたのです。で、こういう同じような文字でも、これが目的だといった場合は目的とする。これが全体総則に過ぎないという場合には、総則ともつけておるんです。そこで、現在の教育委員会法は特に教育基本法にある導言の意をここに引きまして、なおそれに公する意味によつて地方の事情に即した教育行政を行うために教育委員会を設けて教育本来の目的を達成する、こういうオブジェクティブな抽象的な大きな目的を書いておるので、これは私は目的と言つたんだらうと思ひます。この一番しまいのくくりの目的という字があるからというわけじやなかろうと思ひます。公務員法のごときは、目的とは書いてありますけれども、しめてさういうふうな歴史的使命というふうなことは書かないで、全体のことを書いておられますから、先刻政府委員が引用したように総則とつけております。中は目的と書いてあります。それから教育公務員特例法はやっぱりこれと同じような組織、運営のことが書いてあります。

するが、これがやっぱり全体から見ても、目的、使命といったようなことに重きを置かないで、さればといつて単純な総則でもないから、やはりこの法律の趣旨でやつておられます。それと似たような規定であつて、その結びには目的とするところとありますけれども、前のものと比べてここに目的とするところの目的とつけますという、以前の法律の目的は非常に崇高な使命を書いておるのに、今度の目的という表題はそれに合はぬといふことになりませうから、むしろこれはやはりこの法律の趣旨とか、あるいはこの法律の構成とか、趣意とかいふ方が、今回の一条によく合つております。一字々々の文字をもつて終りに目的とするといふことを書いてあるから、ここに目的とするといふふうな書かなければならぬことにも限つておられませんので、この法律の趣旨と書く方が今回の一条にはふさわしい。これを、重ねて言ひます、この法律の目的と書いて、今のやつをこの改正したという、現在の使命観のうなものを書いておるの、今度この目的になるといふと、目的が非常に通俗なものになつてしまふ、こういう解釈もするものであります。この法律としてはやはり趣旨と書く方が適當だと、政府委員の初めから説明いたしておられます組織、形態のようなことを書いておるから趣旨としたと、こういう説明と同じ意味でありますけれども、先刻重ねてお聞きでありましたから、また私重ねて申し上げておきます。

○秋山長造君 今文部大臣のおっしゃるこの第一条は、法律の構成といふようなことを書いておるのだから、「趣旨」でいいのだとおっしゃる。それはこの法律の構成といふことは、第一条ではなくて目次のところに書いてあるのじやないですか。目次のところがこの法律の構成でしよう。この法律はどういう構成になつておるかといふたら、第一章は総則、第二章は教育委員会の設置及び組織、第三章は教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限、第四章は教育機関、第五章は文部大臣及び教育委員会相互間の關係等、第六章は雑則、それから附則、これがこの法律の構成だと思ふ。法律の構成の中の一部門を占めておるところの第一条に、この法律全体の構成をうたうといふやうなことはあり得ぬことですか。それは目次にちゃんとうたわれておる。第一条はあくまでこの法律の目的なんです。一体この大きな法律を今突如として出したのは、何の目的で出したのかといふことは世間の人はちよつとわからぬ。だからどういふ目的でこの法律を作つたのであるといふことを第一条にうたつて、世間のあまり法律に詳しくない人は全部の条文をすみからすみまで読まなくても、とりあえず第一条を説けば、ははあこの法律は地方教育行政の組織及び運営の基本を定めるという目的で作られたのだなといふことがわかるようにしてあるのが第一条なんです。一体この法律には目的はあるのですか。ないのですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) これも總括の質問でたびたび御質問になりましたが、この法律の目的は、高遠な目的はやはり教育本来の使命を達成する教育基本法の目的であります。そこで申し上げるが、日本の言葉で目的といふのは、二つあるのです。一つは使命といふような意味です。もう一つは対象といふことですね。ドイツ語で言へばゲゲンシュタツトといふ対象物のことを目的といふこともあるのです。対象物じやなくして當為使命といふことを目的といふのです。そこで今お聞ひになつた目的は使命の意味の目的であります。しかしながら対象物といふものであつたらここに書いてあります通り、教育委員会の設置とか、それから職員的身分取扱ひとか、教育行政の組織、運営、こういうものを対象物といふ、ドイツ語でいうゲゲンシュタツトといふ意味の目的です。しかしながらお聞ひの使命観といふことであつたら、日本の教育基本法、また基本法になつても日本人が考えておる教育、私は教育は教養と育成の詰まつたものだと思ひます。国民の教育に關する使命を達成する、こういうふうにしておられます。それで今回のこの一条は、使命観における目的は実は書かないで、今度第一条は目的とあるといふのは、こういうことを対象物とするといふくらいの意味で目的とあるのです。でありますから、国家行政組織法にも目的とあるといふべきけれども、あれは対象物とするといふ目的でありましたから、この見出しを総則とのみつけておる。今回は今の教育委員会法との連絡もあることありますから、ここで目的とするといふと、えてして、使命とするといふふうに解されるという、非常に中身と外と違ひますから、やはりこれは趣旨とでも書いた方がよかつたらうと、私は思ひます。

○荒木正三郎君 第一条を讀みまして、私の一番強く感ずる点は、この法律を作る理由というものが明確でないという感じだ。これは一般質問のときにも相当論議された点であります。そういう点で簡単に尋ねたい。それは現行法と比較対照いたしますと、非常に明確になるわけだ。それからまた、他の法律と対照いたしますと、非常に明確であります。たとえ現行法では第一条に、この法律を作る理由というのが、明確になつておらず。讀み上げますと、「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである」という自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする」といふふうで、この法律を作つた理由というのが、非常に明確に私は出ておると思ひます。それからたとえば地方公務員法を見ても、先ほど讀み上げられましたが、その第一条の後段において、「地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする」と、こういうふうな法律を作る理由、この法律を制定する理由というのが非常にきつてきておると思ひます。しかし、この政府原案の第一条を見ますと、こういう法律を作る理由が書いてないのです。先ほど局長から説明がありましたように、これは地方教育行政の組織及び運営の組み立てをこしらえるのだ、私は組み立てをこしらえるというところはわかりますが、なぜこの法律を作る必要があるかという

その理由を、少くとも第一条において明記する必要があるといふふうに考へておるわけであり。ですから、そういう意味で、先ほどいろいろ質問がございましたが、私も全く同感でございます。これはどうしても、この法律を作る理由というものを、この第一条において明確にする必要がある。なぜ組み立てだけを第一条に規定して、その理由を明記しなかつたのかという点に疑問が残るわけであり。この点の御説明をお願いしたいのであります。

○政府委員(緒方信一君) ただいま述べになりましたような法律のねらいます目標と申しますか、そういうことを第一条に掲げるか掲げないか、これは御意見はございませうけれども、私は立法技術の問題だと存じます。この法律におきましては、先ほどから御説明いたしますように、この法律の趣旨といたしまして、教育行政の組織及び運営の基本を定めるのだ、こういうことを規定したわけでございます。

○成瀬權治君 文部大臣は何か、こういうような法律の趣旨とかあるいは総則、目的、定義とかいろいろあるわけですが、こんなものは本屋が勝手につけたようなものだから、あまり意味がないといふので、ここあたりで軽く逃げていくようなつもりでございまして、さういふ御答弁があるわけなんです。そこで一つその御答弁を、その技術の問題なら、目的と対象をくくつたものを趣旨とくくつた、そういう他に立法の例があるなら例を一つ示していただきたい。

○政府委員(緒方信一君) これは先ほど申し上げました問題でございますが、要するに立法技術としての問題だと存じます。そこで現行法の規定は、これは教育委員会法でございます。教育委員会についての理念と申しますか、そういうことを特にあそこに掲げたものだと思ひます。しかし、このたびの法律はここにありますように、教育委員会制度を含めまして、さらにほかの分野にわたつて地方教育行政の組織、運営の基本を定めておりますので、かようなきめ方をいたしたのであります。しかし先般来一般質問で御質問もあり、御答弁も申し上げておりますように、教育並びに教育行政のよるべき基準、あるいはその目的、あるいはねらうべき効果といったようなものは、これは教育基本法にございまして、ここにあらためてそれを繰り返して書く必要はなからう、それはもちろんでございますけれども、それは教育基本法に明定してございまして、ここに繰り返して書かないで、立法技術上かような形にして第一条を統一した、かようなことでございまして。

○政府委員(緒方信一君) だいたいあるといふことですが、私は教育基本法には地方教育行政の組織、そういうものについてまで規定しておらないと思ひます。教育基本法はさつきも讀みまして、教育が不当な支配に服することなく国民全体に対して直接責任を負つて行われなければならないといふことだけですよ。それだけなんです。それで、この法律を見まして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案となつておるわけなんです。これについて、第一条について組み立てといふものを、これをきめていくのだ、こういう説明でありました。しかし、それ以前に地方教育行政組織及び運営に関するこういう法律を作る必要がどこにあるのか、組み立てはいいですよ。こういう地方教育行政をやるのに、こういう組み立てをやつていくのだといふこと、そういう地方教育行政の組織を必要とする理由ですね、これは何にも教育基本法に書いてないですよ。根本精神はそこからよつてくるのですけれども、この法律の趣旨そのものは、やはりこの法律に書かなければならぬ、そういう点が抜けておる。これは教育基本法に書いてあるから、二重になるといふ性質のものじゃ私はないと思ひます。現行教育委員会法を見てもわかりますように、地方の実情に即した教育行政を行うために教育委員会といふものを作るのだといふふうなことははつきり書いてあるのです。やはりそういう法律を作る理由というものがここに書いてあるのです。これはどうしても第一条に書くべき性質のものだ、こういうことを言つておるわけですよ。

○成瀬權治君 何か本屋さんが勝手につけたようなもので、あまり意味がないことは私はけしからぬことだと思ひます。少くとも法律として出した以上は、私は一言二言意味があると思ひます。まずその点について、こういう非常に軽い

○政府委員(緒方信一君) 第一の法律の各条文の見出しでございますけれども、たとえば地方自治法の法規集を見ますと、見出しがございまして、これは法律としては実はないわけでありまして、これは便宜で、先ほど大臣の御説明のように、よくわかるように便宜上これはどこでつけたか、つけて行われておる、こういう法規集になつておるわけでありまして。そういうことを先ほど大臣からも御説明があつたわけでありまして。

○政府委員(緒方信一君) 第一の法律の各条文の見出しでございますけれども、たとえば地方自治法の法規集を見ますと、見出しがございまして、これは法律としては実はないわけでありまして、これは便宜で、先ほど大臣の御説明のように、よくわかるように便宜上これはどこでつけたか、つけて行われておる、こういう法規集になつておるわけでありまして。そういうことを先ほど大臣からも御説明があつたわけでありまして。

○政府委員(緒方信一君) 第一の法律の各条文の見出しでございますけれども、たとえば地方自治法の法規集を見ますと、見出しがございまして、これは法律としては実はないわけでありまして、これは便宜で、先ほど大臣の御説明のように、よくわかるように便宜上これはどこでつけたか、つけて行われておる、こういう法規集になつておるわけでありまして。そういうことを先ほど大臣からも御説明があつたわけでありまして。

○政府委員(緒方信一君) 第一の法律の各条文の見出しでございますけれども、たとえば地方自治法の法規集を見ますと、見出しがございまして、これは法律としては実はないわけでありまして、これは便宜で、先ほど大臣の御説明のように、よくわかるように便宜上これはどこでつけたか、つけて行われておる、こういう法規集になつておるわけでありまして。そういうことを先ほど大臣からも御説明があつたわけでありまして。

○政府委員(緒方信一君) 第一の法律の各条文の見出しでございますけれども、たとえば地方自治法の法規集を見ますと、見出しがございまして、これは法律としては実はないわけでありまして、これは便宜で、先ほど大臣の御説明のように、よくわかるように便宜上これはどこでつけたか、つけて行われておる、こういう法規集になつておるわけでありまして。そういうことを先ほど大臣からも御説明があつたわけでありまして。

○委員長（加賀山之雄君）　ちよっと申し上げますが、委員長において内閣法制局の出席を求めましたところ、ただいま法制局参事官町田充君が出席されましたので、お知らせいたしておきます。

○成瀬權治君 存ぜぬということば、調べてなくてはゐるかないかということ、がわからぬという意味なのか、そのこととところをはっきりして下さい。

○政府委員(緒方信一君) 私が今ここに存じないという意味でございます。

○成瀬暢治君 私も実は調べていないわけですが、それじゃ法制局の方にお尋ねしますが、一体こういう例はあるのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○説明員(町田充君) 大体この法律の条文の見出しといたしまして、この法律の目的と書くか、あるいはこの法律の趣旨と書くか、こういう点についてのお尋ねのようでございます。

○成瀬權治君 いや、そうじゃない、違ふのだ。もう一ぺん言いが、第一条を読んでみますと、その一番しまいに「基本を定めることを目的とする。」、こうくくつてある。そうして第一条の

横に「(この法律の趣旨)」とこう書いてある。「(この法律の趣旨)」という場合は、総則であるとか、あるいは目的あるいは定義と、こう書いてあるのですよ、普通は。これで初めて趣旨という

ものが出てきたように思ひわけです。しかも法律の目的とこうくくった場合は、大体このカッコの中が大体目的にくくってあります。定義とくくった場合は、定義としてくくってある。目的

としてくくった場合に、一つの例として総則としてくくった例はある。とこ

ろが目的をこなくくって、趣旨とこなくくった例はないように思うわけです。もしそういう場合があるのかないのか、実例があるなら、その実例を示してもらいたい、こういうことです。

○説明員(町田充君) 実例は今、私

具体的に思い当りませんが、こういう例がほかにあったと思います。あとでちょっと調べましてお答えをいたします。

○成瀬權治君　そうしたら、私は実例が出ましてからあとそれに関連してまた質問しますから、質問を留保いたします。

○秋山長遠君　この点は法制局の方で実例を出されることも一つの材料にはなるわけですが、それとは離れ

でも、私問題はやはり残ると思うのです。先ほど国家行政組織法の第一条だって目的規定でありながら、総則という見出しがついておるじゃないかというお話がございましたが、これをお伺

いしますが、六法全書の中にある国家行政組織法第一条の頭のところになるほど総則ということが書いてある。けれども、これは先ほど局長がおっしゃったように、これは法律には本来な

かつたものを、ただ六法にまとめる場合に、便宜のために総則というところを入れたのではないかどうか、その点が第一点。それから第二点は、かりに法律に本来総則ということがあつたとして

も、これは何も「目的とする」という第一条のみの見出しではない。ごらんになればわかるように、その総則として第一条、第二条があるので。その全体の見出しなんです。だから少し長

い法律だったら、総則は第一章を総則として、そうして第一条、第二条、こう

い。
○政府委員（緒方信一君） 私からまず申し上げますが、国家行政組織法の見出しにつきましては、私たまたま、先

ほど申し上げましたように地方自治法の方につきましては存じておりましたが、国ので、お答えしたのであります。が、国家行政組織法につきましては、やはり

法律としましてこの総則というものが
初めからついておつたものだからでござ
います。今私確かめてみたのであ
ります。それから今お話し通りだと
存じます。この総則というのは、おそ
らく一条、二条を含めたものでござい
ましょう。そういう意味でつけてある

と存じますけれども、さうにこの見出しというものは、法律を見る人の便宜のために、これは最も適切な内容を適切に表現するものを選ぶわけでございますし、けれども便宜のためにつけ

るものでありますから、なるべく内容と即しなければならぬと思うわけでございます。こういうつけ方もほかの法律も例があるように私存します。今お話しの方は第一条、第二条を含めて書

いてあることと存じますが、いずれにいたしまして、第一条には目的とございませけれども、その目的という字を、字句通りを見出しにつけるわけでない、かようなことは先ほどそういう

意味で引用いたしたわけでありませう。

○秋山長造君　ですから国家行政組織法を即席で引用されて、これにだつて目的のところで總則とつけてあるじやないか、こうおっしゃることは、ちよつ

と私が今お尋しておることは少し違
うのです。それで第一条に返ります

が、先ほど文部大臣は同じ目的と一口に言っても、使命観における高遠な目的、たとえば日本国憲法の前文のようなことを想定しておっしゃっておるのだらうと思うのですが、そういう目的もあるし、それからドイツ語のゲーゲ

ンシュタッツという単なる対象という目的の意味もある、こういうふうにおっしゃったのですが、私は目的の内容が高速であろりと、低級であろりと

と、そういうことを聞いているのではない。ほかの委員の方はそこまで突っ込んで聞いておられるのですけれども、私が聞いておるのは、こんな高遠とか、低級だとか、こういう目的そのものの価値判断をしているわけじゃない。とにかくこれだけの法律を作るに

つては、目的はつきりしておらなければならぬわけですね。目的なしの法律ということはありませんからね。だから目的はつきりしておらなければならぬ。その目的は何かといった

ら、これは第一条に書いてある通り、地方教育行政の組織及び運営の基本を定める、これがこの法律の目的なのだ。そうでしょう、そう書いてある。「目的とする。」と書いてあるのだから、これは第一条に書いてある通り、

ら、それが目的なのだ。その目的が一体低級なものであるか、高遠なものであるかということは、これは別問題です。とにかくこの法律の目的は、地方教育行政の組織と運営の基本を定める

ことが目的なのだ。だから今もあなたのおっしゃるように、法律の見出しといふものは、読む人の便宜のために、最も内容に即した見出しをつけるのが例だとおっしゃるなら、なおさらはっ

きりこの基本を定めることを目的としてこの法律を作るのだということを条

文に書いていゝのですから、書いていゝ以上はなおさらこの見出しは便宜のために同じような言葉を使ってこの法律の目的をこう書かなければ、読む人が迷ふと思うのですよ。見出しは趣旨を書いてあるし、内容には目的と書いて

であるし、一体目的と内容とどういう
違いがあるのだらうか。すぐ字引でも
引かなければならぬ、それだけの手数
がかかる、そうでしょう。だから、そ

ういふことがあるのだから、あえて目
的と書かないで、趣旨と書かれたところ
に私の疑問が起つておる。いわんや
先ほど矢嶋委員や、荒土委員から質問
が出ましたような点を考えますと、む
しろ邪推すれば、どうも現行法的第一条
と比べて見て、現行法には目的として

先ほど文部大臣の言葉で言えば、使命観における高遠な目的、そういう高遠な目的がうたわれておるのに、今度はきわめてこゝ事務的な低い目的しかうたっていないので、どうも見出しまで

目的と書くのは現行法に照していさゝか気がひけるので、目的と書くのもちよつと気がひけるから、趣旨くらいで遠慮しておこうかというような意味にさへとれる。まあそこいらはまだい

い方です。もう一歩邪推しますと、これは、第一条へ目的というようなことをはつきりうたつおくと、今度教育基本法でも動かそうとするときに、動きのとれぬことになる。動きのとれぬこ

とになるから、とりあえず今度の法律だけはきわめて事務的、技術的にこうやっておいて、そうしてほんとうの使用命観におけるところの高遠な目的、その目的は今度臨教審に諮問して、そう

して書きかえようというようなことまでちゃんと予想されて、あえてこうい

うふうに内容を際かすような趣旨というよりな字句、すぐ意味のとりにくい言葉を使われたのじゃないのですか。それはだれが読んだか、目的という言葉は、目的とは何ぞやというように、それは、文部大臣がおっしゃる通りに、それはいろいろ解釈の違いが生まれてくるかもしれぬけれども、それにしては常識として目的といえ、非常にはつきりしているわけですね、感じは、ところが趣旨というところになると、これは目的という場合とはつきりびつたりきません。だから同じようなことだといって済ますわけにはいかないのです。やはりいろいろなことがこの趣旨というあいまいな言葉の中に含まれておるようになり、思える。いろいろなことを申し上げましたけれども、申し上げたことに対して要点だけでよろしいから、もう一度一つ御答弁願いたい。

○政府委員(緒方信一君) 今まで申し上げましたことをまた繰り返すことになりませんが、第一条の法律の書き方といたしまして、主としてこれは文章でございまして、はつきりそう分けてしまふわけにもいかない場合がございしますが、主として法律の内容構成をいたす場合と、それから法律の達成すべき目標と申しますか、効果と申しますか、そういうものを主として書く場合と両方書き方があると思ひます。そのいずれをとるかというところは、私は立法技術の問題かと存じます。そこで、ここでその目的を書くか書かんかの目的と申しますのは、その法律のねらいます大きな目標と申しますか、そういうことを書くか書かんかというところは、それはいろいろ御意見があると思ひます。

思ひます。書いた方がいいという御意見も先般来あるようでございますけれども、政府としましてとりましましたのは、そうじゃない、法律の構成内容ここに示していくという方法をとったわけでございます。それは理由は先ほどもから申しますように、教育行政、教育の目標というものは、これは教育基本法に明定されておりますので、ここにさらにあらためて書く必要はなからうというところでございまして、その見出しが内容をなすべくわかるようにというところは、そのつもりでございましてけれども、これは先ほど引きました目的と書いてあるから目的と書かなければならぬということはないだろうというところを、先ほどから申し上げておるわけでございます。秋山さんもお先ほど御引用になりました国家行政組織法におきまして「(総則)」とあります。第一条はまさに目的と書いてある。しかし「(総則)」と全体を含めて書いてあるのでありますから、これはまた一つのいづれにした方がいいかという問題だと思ひます。いろいろまあお考えをお述べになりましたけれども、そのほかの他意は全然ございませんで、御了承いただきたく存じます。

○委員長(加賀山之雄君) その他の実例があるかどうかというところについて、法制局参事官からその例について発言したいということをお願いされております。

○秋山長造君 ちょっとその前に、私もあまり繰り返してお尋ねしませんが、今度の法律の第一段でおっしゃった条文に目的と書いてあるから、見出しにも目的と書かなきゃならぬということとは必ずしも言えない、これは私も認めます。認めますけれども、ただ、この場合は見出しをつけなければならぬと思ひます。条文には「目的」と書いてあるけれども、その場合は見出しをつけなければならぬと思ひます。たとえば国家行政組織法の、先ほども言いましたが、第一条の肩のところに「(総則)」と書いてあるけれども、これは今言うような意味における第一条の見出しじゃないのです。国家行政組織法の総則というものは、第一条の見出しじゃないんです。だから少し条文の多い法律の場合ならば、むしろ第一章総則として、そうして次の行に第一条云々、こう書かざるべきところを、これはわずかに総則に当るところが二カ条にすぎないから、そこで「(総則)」と前に書いていただけ、それは決して第一条だけの総則じゃない。だからその例をお引きになるのは私は間違いだ、こういうことを申し上げたので、そこがここは「第一章総則」として、そうしてその次に第一条があるとして、その第一条の見出しとして「(この法律の趣旨)」と書いてある。だからこの場合と国家行政組織法の場合とは違ふというところを申し上げておる。

それから第二点は、局長が前段におっしゃった、この法律の大きな目的と第一条に書く場合もあるが、第一条に必ずしも書かなければならぬことではない、こうおっしゃる。それも私はその通りだと思ひます。だから私の質問は、今度の法律の第一条に現行法の第一条のようなことをうたてないじゃないか、けしからんんじゃないかということをお尋ねしておるんじゃないんです。

す。それはもう別個の問題です。そうじゃないで、この法律の大きな目的といえ、文部大臣のおっしゃるその高遠な目的、使命に導かれた高遠な目的というところです。それは何もこの法律にうたてなくてもあつても、それは教育効果を大いに上げていく、国民教育のレベルを大いにあげていくということが教育の目的であることはきまつておるんです。だからそれをつたてないのがけしからんということをお尋ねしておるんじゃない。これはもうこの法律の第一条そのものについて、私は具体的に考えて具体的な御質問をしてゐるんで、大きな目的云々とか、あるいは高遠な目的云々、あるいは現行法の第一条に含まれておる目的云々というところは離れて、とにかくこの法律にはこの法律として目的があるんだ、目先の目的があるんだ。具体的な目的があるんだ。その目的は何かというところをこの第一条にはうたててある、そうでしょう。うたててある。その目的は何かといえ、教育行政の組織及び運営の基本を定めることが目的だ、こうこへ書いてある。だからこれにあって見出しをつけるならば、この法律の目的と、こう書かれるのが当り前だと思ひます。にもかかわらずそれをあえて、あえて偶然何か知りませんけれども、しかしこの法律を十分練られた上で、これは使われたんですから、あえてこの「趣旨」という文句を使われたと思わざるを得ない。で、そこにどうもびつたりしないという、か、すつきりしないといふんですか、先ほど私が申し上げておるようなことまで邪推しなければならぬような余地

ができてくるんじゃないか、こういう御質問をしておるわけです。

○説明員(町田充君) 立法例といたしましては、昭和二十九年の法律でございまして、市町村職員共済組合法、これにやはりこれと全く同様の例でございまして、第一条は、条文の中は、「この法律は、何々について定めることを目的とする。」と書いておる。この法律の趣旨」という見出しをつけておる立法例もございまして、こういう形の立法も許されるんじゃないかというふうに考えております。

○委員長(加賀山之雄君) ちょっと申し上げますが、議長から本会議出席を求められたんでございまして、いかがいたしましょう。

○秋山長造君 それはけつこうですけれどももう一点だけ、「本会議に先について、暫時休憩、何分間ですか」等と呼ぶ者あり。

○委員長(加賀山之雄君) 本会議は二十分ぐらいの予定でございます。十二時五十分、再開いたします。正確にお集まり願います。

午前十一時四十八分休憩

午後一時十四分開会

○委員長(加賀山之雄君) 午前中に引き続き、文教委員会を再開いたします。

○安部キミ子君 この一条を見まして、一条の趣旨といふことが目的といふんですか、そのことがはつきりしませんか、とにかく目的はこの教育委員会法の題目に書かれてあります通りに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案であるということがはつき

りしたわけですが、最初懸念質問のときに、大臣は、この法律は教育委員会法すなわち現行法の一部修正であるというふうな意味のことをおっしゃいましたけれども、このように内容が、ほとんど大事な骨子が変わっているというところは、一般質問の結果、みんなが認めたところでありました。そういうふうな大きく変革されておるこの教育委員会法が、名前そのものが変わっているということ自体でも、私はこの法案は現行法の教育委員会法の一部修正どころの騒ぎではなくて、根本的に変えたものだと思いますが、大臣はどういうふうな考えでいらっしゃいますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その答えは今回の法律の中の教育委員会と現行法の教育委員会とはどう相違するかとおっしゃるから、本質において二つの委員会は同じ本質を持っておると、こゝろにふりかへて申上げたいのでございませう。法律の規定自身は一部どころじゃない、全部、数量的には全条書き直しております。ひとり全条書き直したのみならず、今度は委員会以外のことも書いてあるので、地方教育行政の組織と運営を書いておられます。私が本質において相違しておらぬと言ひのは、今の委員会と今後の委員会とが本質的に同様だと、こゝろにお答えをしたつもりでございます。

○安部キミ子君 そろそろと、この附則にもありますように、現行法は九月の三十日まで廃案になるのですね。

○国務大臣(清瀬一郎君) 原則として。

○安部キミ子君 ええ原則としてですね。そろそろとこの現行法が廃案になつてですね、そろそろとこゝろに新しいもの

が全然今大臣がおっしゃいましたようにもうほとんど根本的に変わつておる。しかし教育法だけでなく、地方行政の分からは各連関法案をですね、ひつくるめた新しいものが生れてきたと、こゝろに形になつておるといふことは、大臣はお認めになつていらっしゃいますね。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは認めます。

○安部キミ子君 そろそろとこゝろを認めておいでになります以上は、この現行法がなくなつてですよ、そろそろとこゝろのものが生れて、しかもこの法案の、いわゆる教育委員会法の目的といふものが、なぜこの教育委員会法がある当時昭和二十三年に生まれなかつたか、こゝろに意味でございませう。従来戦争前の教育のあり方ではなくて、戦後の日本の民主教育を打ち立てるには、どうしてもこゝろに国民の手による教育が打ち立てられなければならないといふこと、いわゆる教育を国民全部が責任を持つという建前でこの教育委員会法といふものができたわけなんです、そこで第一その目的のところでございませう、私は大臣が最初おっしゃいましたこの現行法の一部修正といふことは認められないのか、やはり従来のように、あなたがおっしゃいましたように、これはどこまでも一部修正だと、現行法の一部修正だといふことが成り立つかどうかといふことをお尋ねします。

○国務大臣(清瀬一郎君) 現行法の一部修正といふのじゃないのです。現行法の一部修正のよりに筆をとることも

できまするけれども、この案は現行法の一部修正じゃないのです。私がそう言いました言葉は、教育委員会の本質は変わつておるか、湯山さんでしたか矢嶋さんでしたかのお問ひに対して、それは本質は変わつておらん、今まで日本で経験のない複合施設ではあるけれども、やはり執行機関なんだ、これが非常に大きな本質であり、何をやるかといへば、まず第一に学校を管理する、教職員の身分を監督する、学校以外の教育施設、公民館とか、青年教育とか、文化財もこれに關与する、仕事もほとんど同じことだし、本質も今言う通り執行機関、町村の執行機関だ、こゝろに本質のところが変わつておらんと申し上げたので、規定は目で見てわかる通り、全部変へました。現行法の法律の一部修正でないことは、これはあなたのおっしゃる通りです。

○安部キミ子君 そろそろと、この法案の題目を見ただけで、これが教育委員会法の本質は変わつていない、いわゆる現行の教育委員会法の本質を持つた法律だといふことが感ぜられるでしようか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そのお問ひと私の答えと少しお違ひしておるのです。本質が違ふんといふのは、法律ではなく、教育委員会といふものの本質が変わつておらんといふのであつて、法律自身は全部書きかへましたから、一部修正じゃございませぬ。(権限その他は變つてゐるわけねと呼ぶ者あり)

○安部キミ子君 そろそろと、この新法ですね、今度出ました法律に、教育委員会法であるといふことがはつきり目的のところで書かれて、そろそろ今第一条としておるとこゝろのこの題目

は、いわゆる現行法の第二条のところへ当るべきであつて、やはり目的は現行法の第一条のうちにちゃんと書くのが、私は法の建前じゃないかと思ひますが、どうなんでしょう。

○国務大臣(清瀬一郎君) それはけさほどから政府委員よりお答えいたしております、また先日私も答へました、法律の初めにやや序文のようにな、プレアンブルの体でこの法律の目的、すなわち使命を書くといふことも庄重的な書き方ではございませうけれども、わが国ではそれはしないので、はやその使命といふ意味の目的が、教育基本法であるのでありますから、それを繰返さないで、すぐ実質のことだけにこれを及ぶように書いておるのでございませう。現行の教育基本法の本法の目的と書いてありますところには變へたのじゃございませぬ。

○安部キミ子君 ちょっともう一点。この法案の題目を見ても、これが教育委員会法といふような印象は受けられない。しかも、第一条の目的の、目的といひますか、趣旨の中にも、この法案のいわゆるほんとうの目的といふものが明示されていないのです。法の建前からすれば、私はこゝろに法律は、法案の作り方ですね、これは私はまだ不備なものだと思ひます。やはり現行法が全然なくなるのですから、この現行法の精神を生かす題目がこゝろにちゃんと列挙されなければ、この法案の建前といふものはそこなわれてゐる。だから結局この法案といふものは教育委員会法の精神を生かしたものでなく、別のものが生れてきたと私はこゝろにこゝろに解釈するのです。その点は大臣も認めておいてなるように、も

うほとんどが削除されて新しいものになつてゐるわけですから、だからむしろ、この教育委員会法といふようなことは、やはりこの法案から受ける印象、それから題目から受ける印象といふものは何もない。何もないと言へば語弊がありますが、ほとんどがその精神といふものがすたれてきてゐる。私はこゝろの意味で、最初大臣がこの新しくできた法律は、現在の委員会法の精神を生かしたと、こゝろにこゝろに話になりまして、実は承服できないのです。せめてこの目的なり、何かはこゝろにこゝろに列挙してあれば、なるほどこゝろの教育委員会法の精神だけは、こゝろに移し植へられておると思ひますが、私その点遺憾に思ひますが、大臣はどうなんでしょう。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は遺憾に思ひないのです。地方教育行政といふのは、委員会だけじゃないのです。委員会も、ほかの地方教育行政もあるのです、委員会は地方行政組織の大きな部分でありますけれども、一部分であります。こゝろにこゝろに立て方をいたしましたのは、そこに法規がございませうか……、わが国の憲法の九十二条に「地方公共団体の組織及び運営に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」それで地方公共団体の組織、運営は法律で定める。これは地方公共団体のうちの教育に關する部分の組織、運営であります。そのうちに、地方公共団体の行政のうちに、大きな部分をなす教育委員会といふものがそこに没入してゐるわけですから新聞では新教委法案とお書きになるけれども、これが教育委員会だけの法律じゃございませぬ。

うほとんどが削除されて新しいものになつてゐるわけですから、だからむしろ、この教育委員会法といふようなことは、やはりこの法案から受ける印象、それから題目から受ける印象といふものは何もない。何もないと言へば語弊がありますが、ほとんどがその精神といふものがすたれてきてゐる。私はこゝろの意味で、最初大臣がこの新しくできた法律は、現在の委員会法の精神を生かしたと、こゝろにこゝろに話になりまして、実は承服できないのです。せめてこの目的なり、何かはこゝろにこゝろに列挙してあれば、なるほどこゝろの教育委員会法の精神だけは、こゝろに移し植へられておると思ひますが、私その点遺憾に思ひますが、大臣はどうなんでしょう。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は遺憾に思ひないのです。地方教育行政といふのは、委員会だけじゃないのです。委員会も、ほかの地方教育行政もあるのです、委員会は地方行政組織の大きな部分でありますけれども、一部分であります。こゝろにこゝろに立て方をいたしましたのは、そこに法規がございませうか……、わが国の憲法の九十二条に「地方公共団体の組織及び運営に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」それで地方公共団体の組織、運営は法律で定める。これは地方公共団体のうちの教育に關する部分の組織、運営は法律で定める。そのうちに、地方公共団体の行政のうちに、大きな部分をなす教育委員会といふものがそこに没入してゐるわけですから新聞では新教委法案とお書きになるけれども、これが教育委員会だけの法律じゃございませぬ。

うほとんどが削除されて新しいものになつてゐるわけですから、だからむしろ、この教育委員会法といふようなことは、やはりこの法案から受ける印象、それから題目から受ける印象といふものは何もない。何もないと言へば語弊がありますが、ほとんどがその精神といふものがすたれてきてゐる。私はこゝろの意味で、最初大臣がこの新しくできた法律は、現在の委員会法の精神を生かしたと、こゝろにこゝろに話になりまして、実は承服できないのです。せめてこの目的なり、何かはこゝろにこゝろに列挙してあれば、なるほどこゝろの教育委員会法の精神だけは、こゝろに移し植へられておると思ひますが、私その点遺憾に思ひますが、大臣はどうなんでしょう。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は遺憾に思ひないのです。地方教育行政といふのは、委員会だけじゃないのです。委員会も、ほかの地方教育行政もあるのです、委員会は地方行政組織の大きな部分でありますけれども、一部分であります。こゝろにこゝろに立て方をいたしましたのは、そこに法規がございませうか……、わが国の憲法の九十二条に「地方公共団体の組織及び運営に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」それで地方公共団体の組織、運営は法律で定める。これは地方公共団体のうちの教育に關する部分の組織、運営は法律で定める。そのうちに、地方公共団体の行政のうちに、大きな部分をなす教育委員会といふものがそこに没入してゐるわけですから新聞では新教委法案とお書きになるけれども、これが教育委員会だけの法律じゃございませぬ。

町村長のなす教育の事務も書いておきますし、それから学校のことも書いておきますし、すなわち地方公共団体のなす教育に関する組織と運営を包括したものであります。けれども教育委員会のことは、非常にたくさん書いてありますから、新聞じゃ新教法案と言いますけれども、この日本の法制的組織でありましたら、地方行政の組織なんで、地方行政のうちで地方教育行政の組織、運営、地方教育行政のうちの大きなものが教育委員会であることはその通りであります。こういう物の考え方なんです。

○安部キミ子君 そうしますと、ただいま大臣が御説明になりましたように、この現在の教育委員会法の精神といふものは、あまり取り入れてない。まあ刺身でいへばつまぐらいなところだ、まあ極端に言えばそういう目的で今度の法律案が作成された、そういうところに意図があったということなんですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 刺身のつまぐらいいません。(何ですか)と呼ぶ者あり)それは地方教育行政のうちの一番大きな部分は、教育委員会でございますというのを、先ごろから繰り返して申し上げておるのであります。ほかのこともつまぐらいいません。

○安部キミ子君 そうしますと、まあ大臣のおっしゃいましたことを百歩譲って、私はこういふふうに考えるのです。そうしますと今の教育委員会法

というものが性格が變つてきた、本質的には性格が變つてきた、こう解釈してよろしいのでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今の地方教育行政一般のうちに、教育委員会のことが規定してあります。この教育委員会の本質は變つちやおりません。なお、つけ加えて申し上げますが、日本の法律は戦後逐次でできましたから、今までは組織的の地方教育行政の組織、運営という一般法はなかったんです。ばらばらにいろいろな法律に入っております。それを今度は法典化して地方教育行政法というふうにこれは出しましたけれども、正直に言えば、そのうちの大部分はあなたのおっしゃる通り教育委員会法なんです。しかし、ほかのものもまじつております。個条も少しし、事項も少しけれども、地方教育行政のことをますこれで一つの法典としてモディファイしたものでございます。その中に含まれておる委員会は、現在の委員会と本質において同じことではあります。改正法でありますから、全部同じじやございせんが、本質といへば、それが合議体であるけれども、公共団体の執行機関だ、しかも独立性のある執行機関だ、何をやるかといへば、教育、文化のことをやる執行機関だ、この本質といふものはちつとも違わないのです。

○矢嶋三義君 大臣、あなたがさういふことを言っていると、これは先に審議が進んで困るのだが、ざつぱらんにこれだけ認めようじやないですか。今度の改正で、あとで質疑で出てくるわけだが、教育委員の選任の仕方

も變つてきたので、教育委員会の委員の構成も變つてくるでしょう。また、あとの逐条審議で出てくるわけですが、教育長の質的變化も生ずるわけ

です。それから法の改正によつて教育委員会の権限にも相当大幅の變化があつたわけだから、これだけのことははっきりしてゐるわけですね。現行教育委員会よりも、新法成立後における教育委員会には、その権限が狭まつてきた。

従つて、教育に対する責任の度合いも、現行教育委員会よりは、その程度が若干薄くなると思ふのです。権限が縮小されるわけですね。それから現行教育委員会法下におけるよりは、新法成立後における文部省、文部大臣の発言権、影響力というものは、現行よりは、よしあしは別として、ともかく強まつたことは事実だ。これだけのことははっきりしてゐるですね。それを

はつきり認めて先に行かんと進まんとすよ。本質とか性格とか言つてゐると、あなたはいろいろ言葉を左右にするので、それだけをお答え願ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) それはこの法律自身で御判断願ひたいのですが、今安部さんの御質問は、本質が變つておるかとおっしゃるので、本質は變つておるか。ほかのことは變つたところは相當ある。むしろ變えるのが目的であつたのです。

○矢嶋三義君 だから、実質的には僕の聞いたようなことを質問してゐるわけだ。さうでしょう。

○国務大臣(清瀬一郎君) 権限のこと

も變化してあります。文部大臣の仕事も變つてあります。それは認めます。ここに書いてあるのですから。

○矢嶋三義君 どういうふうに變つた。私が言つた通り……

○国務大臣(清瀬一郎君) それを言へば、この法律の全部を言わねばなりません。が、権限のこと、それは變つたには相違ないのです。今までの権限と、たとえば二十四条の終りの三つのことは、従前は教育委員会であつたのが、今度は町村長になつておる。(要点を簡単に)と呼ぶ者あり)それから今までは措置要求といふことがなかったのが、今度は文部大臣の措置要求がありますから、さういふ變化は、もう私が認めないつたつて、ここに書いてあるのです。それはその通りなんです。

○成瀬權治君 まあ私もあまり長くは

いかがかと存じますから、簡単に御尋ねしたいと思ひますが、何か例はないかと、さういふ話でしたが、一つあるというお話で、市町村職員共済組合法といういい例が出てきたんです。これをならつておやりになつたのじやなくて、やはり局長の話を聞いておりました、実はこれがあるからやつたというのじやなくて、今まで例でいうならば、やはり法律の目的というよりな

が普通の原則的な立法技術としては多くとつておつた例なんです。それをわざわざ探してみたらあつたらしい例と申しますか、さういふ珍しいことで趣旨といふことをお書きになつたのだから、それは別段他意がない、目的は趣旨といふようなものとあまり言葉も違わんから、さう他意はないのだ、まあいいていへば、大臣の言葉でいへば、このカッコの中はアクセサリ的なものだから、さう他意はなくてここに書いたのだと、さういふ意味に了解していいわけですか。

○政府委員(緒方信一君) 他意はないと、私さういふ言葉を使つて午前中に秋山さんの御質問にお答えいたしました。これは、秋山さんの御質問が、いろいろ邪推をするのでどうかというお話しでございましたから、さういふことはございせんから、御安心を願ひたいという意味で、他意はないと申し上げたわけでありまして、見出しに「趣旨」と使ひました理由は、これは午前中に申し上げました通りでございまして、書き方として「趣旨」と使ひ場合と「目的」と使ひ場合、主として法律内容の構成を出します場合には、「趣旨」といふ使ひ方をしておりますし、それからさうじやない、法律の使命でございまして、さういふことを出しておる場合には、「目的」といふ見出しをつけておる、さういふ例になつたんだ、さういふことを申し上げたわけでございます。先例として、立法例としてお尋ねがありましたのは、本文の中で目的としてしめくつておる条文中で、その見出しを「趣旨」としたものはあるかないかという御質問でございまして、私自身はそのとき存じませんでしたけれども、法制局の方から立法例をお示しになつたわけ

であります。ただ、一条に趣旨といふ見出しをつけた法律はたくさんございまして、それは私も午前中申し上げたやうなことでございまして、さういふ先例にない、私今申しましたやうな理由で、趣旨と書いたわけでありまして。

○成瀬權治君 大臣にお尋ねしますが、大臣、あなたが提案の責任者なんだが、目的じやなくてさういふ数少ない例でやられた趣旨といふことは、またあとにたとへば教育基本法とか、そ

ういふ趣旨と書いたわけでありまして。

○成瀬權治君 大臣にお尋ねしますが、大臣、あなたが提案の責任者なんだが、目的じやなくてさういふ数少ない例でやられた趣旨といふことは、またあとにたとへば教育基本法とか、そ

ういふ趣旨と書いたわけでありまして。

○成瀬權治君 大臣にお尋ねしますが、大臣、あなたが提案の責任者なんだが、目的じやなくてさういふ数少ない例でやられた趣旨といふことは、またあとにたとへば教育基本法とか、そ

ういふ趣旨と書いたわけでありまして。

のみに限らうところまでに結論はいつていせんが、大体そつちの方が強いわけでありませう。しかしながら、実際の使い分けといたしましては、今までもあまり意識して使つていせんので、たとえば御指摘の防衛庁設置法のようなもの、あるいはこれは今の考へからいへばこの法律の趣旨とした方が適切かも知れませう。そういうふうなわけで、まだはつきり片つ方が全然いけなくて他の方でなくてはならないというふうに両然と統一というところまでいつておられますが、将来の方向としては、ただいま私が申し上げたふうにした方がいいのではないかと存じておる次第であります。

○委員長(加賀山之雄君) 資料の点はよろしいですか。

○政府委員(野木新一君) それからもう一つ資料の点は、さつそく調べまして御報告申し上げます。

○委員長(加賀山之雄君) 第一章を終ります。

第二章教育委員会の設置及び組織に入りたいと思ひます。第二条は、よろしうございませうか。

○荒木正三郎君 第二章第二条は、教育委員会の設置単位に關係のある事項であると思ひます。この問題は非常に從來から議論の多い点であつたと思ひます。都道府県の場合はその規模はさう大して大きな差異はない。しかし、市町村の場合は非常に違ふと思ひます。三十万、四十万という人口を持つてゐる自治体、それから三千か四千しかない自治体、そういうものがあるわけですが、それに一律に設置するといふことについてですね、相当從來から議論があつたところであります。

これを一律に考へるということについて、何か文部省において検討されたことがあれば、ちよつとこの際説明していただきたいと思います。

○政府委員(緒方信一君) およそ教育事務につきますと、市町村がこれを取り扱つて参るという建前を前提といたします限り、市町村に独任制の市町村長のほかに、合議制の独立の執行機関であります教育委員会を設置していいというところは、教育の伸展の上から考へまして、必要なことであると考へたわけでございます。市町村が特に、まあ市町村の教育事務のうちで一番中心になりますのは、学校の運営、管理であります。市町村が学校を運営、管理いたしまして学校教育を、社会教育もございませうけれども、進めていくにつきますと、そこに市町村長のほかに、やはりこゝろに独立な機関を設けることがぜひ必要であるといふふうに考へた次第でございます。ただいまお話しのように、設置単位につきますと、いわば規模の非常に小さい市町村まで一律に設置することについてはどうであるかというお話しでございますけれども、しかし、規模のいかんにかかわらず、教育事務を市町村が担当いたしますにつきますと、やはり教育の振興という観点から申しまして、ぜひ必要だと考へました。ただ、町村合併が現在進行中でありまして、人口等の町村合併がまだ進んでいなくて人口等の非常に多い、狭い町村もございませうから、そういうところでは、特別なやり方といたしまして、特に委員を三人にすることもできるという規定を別に設けておる次第でございます。

○矢嶋三義君 その二条で私はお教え願ひたい点があるのですが、それはこの二法案を調べてみますと、二十三年に規定する事務の全部を共同する組合の教育委員会を設置したところの市町村には、教育委員会は設けませんが、その二十三年に規定する事務の一部を共同処理する市町村には組合の教育委員会以外に個別の教育委員会を設ける、こゝろにふうになつてゐる私は記憶してゐるわけですが、念のためにこの私の見解が相違してゐるかどうかというところ、それから私がお教え願ひたいところ、それは、二十三年に規定する事務の一部を共同するために、この幾つかの市町村が共同で教育委員会を作るといふ場合は、どういふ事務を対象として作ると予想されるのか、また、現在かような一部の事務を取り扱つてゐる市町村組合の教育委員会といふものが全国にどの程度あるのか、資料をお持ちかどうかと思ひますから、その点をお教え願ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) ただいまの一部を共同処理する市町村の組合は、どういふ組合であるかというお話しでございますけれども、いわゆる学校組合等はこれに當るわけでありませう。学校を共同運営していくという組合がございませう。ちよつと今資料につきますと、地方課長からお答え申し上げます。

○説明員(木田宏君) 教育事務の一部につきまして組合が設けられておりまして、これは今年の四月一日で四百二十といふことになつております。

○矢嶋三義君 どういふ事務を主としてやるように……

○説明員(木田宏君) これは高等学校の組合、中学校を設置するための組合、小学校を設置するための組合、高等小学校、中学校を設置する組合、中学校と小学校とを設置する組合、その他ございませうが、そういう形のものがあるわけでございます。

○政府委員(緒方信一君) ちよつと先ほどの御質問に答え残しがあつたと思ひますけれども、ただいまおつしやいましたように、第二条におきましては、第二十三条に規定します事務の全部または一部を共同処理する市町村の組合に教育委員会を置きます。ただし、この第六十条でございますが、組合に關する特例の規定を設けておる限り、市町村が第二十三条に規定する事務の全部を出同処理する組合を設ける場合におきましては、その組合を組織する市町村の方には教育委員会は置かない、こゝろにございませう。

先ほどおつしやつた通りだと思ひます。お答え残しましたので、つけ加えておきます。

○成瀬輔治君 この市町村の組合に教育委員会を置く、こゝろなるわけですが、その場合にこゝろが予測されると思ひますが、たとえばAの村に一部、全部でなくて一部を共同処理するようになつて、Bの村と一緒になる、AとBと相談して、Aの村とBの村と一緒になる、そうするとAとBが一緒になつたところに教育委員会が一つできる、もう一つは他の残つた部分を処理するところのAの村にも教育委員会ができる、Bの村にも教育委員会ができる、そういう二段階と申しますか、そういうことは予測してゐるわけですね。

○政府委員(緒方信一君) 理論上はそういうことは起り得ます。

○成瀬輔治君 そうしますと、その場合にAとBの村にできる、そうしてしかも、AとBとを一緒にしたものができるとすると、その委員の数は、委員はどういふことになるのですか、その次の組織にも關係してくるわけですが、そういうことを予側されておるといふことになる、Aの村Bの村におの三人がおつて、そうしてだから六人になるわけですが、今度一緒になつた、合同した場合もこれは三人でなければならぬと思ひますが、そういう人は別々に教育委員会を任命することになるのか、あるいはAあるいはBの村の三人の中から任命されてくるというところ、これは予測されるのですか、一応あなたたちはどういふことを一体予測して、こゝろに設置単位をこゝろにふうに入れておるのか。それから今後そういうことで何か問題が起きるのじやないかと思ひますが、そういうようなことについてすべて予測されておる問題があると思ひます。それについてはいさういふふうに指導と申しますか、助言等を与えていくのだというよりなことでもあると思ひますが、つてはさういふような点もあわせて一つお聞せ願ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 今おつしやいましたように、これは三人といふお話しでございますが、五人でございませう。原則は五人、組合におきましては五人でございませうが、A村B村とありまして、そうして、A村B村で一部を共同処理する組合を作りました場合に、その組合の教育委員、これはやはり五人でございませうが、これをどう

減というよりな意味ですか。簡単でいいですから、七人、五人を五人、三人に減員した理由を明快に答えておいていただきたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君)　やはり今回の案は機構を簡素にするということが、主目的でございます。それがために、

りますが、それを主目的にしておるわけではございません。

○矢嶋三義君 何が主目的ですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 簡素化。

○矢嶋三義君 簡素化……。

○委員長（加賀山之雄君）次に、それでは四條、五條、六條は便宜これは委員に關することでございますので、あわせて御審議……。

○荒木正三郎君 三條ある。この委員会の人数を三人にするという問題です。

が、この委員会というのは合議制の行政機関であると思うのです。そこでその中の一人は教育委員会の委員長、それから中の一人は教育長になるわけです。そうすると教育委員というのは一人と、こういうことになるわけです。

が、そういう場合、合議制の行政機関
と言えるかどうかという問題ですね。

○政府委員(緒方慎一君) これは先ほ
どちよつと御答弁いたしましたよう
に、特に規模の小さい町村においての
特例として、三名を認めるということ

でございます。法律の趣旨は、原則は五人でございます。そこで今のお話は、あるものは教育委員長、あるいは教育長を兼ねるものも出てくる、こういうことでございますけれども、これは教育委員、この中には全部同委員

権限を持っておるわけでございます。これは教育委員一人々々が決して独立

の権限を行使することはできるわけではないのでございまして、合議制の執行機関、合議制の機関でございしますかから、会議をして意思を決定して、それを発動するわけでございます。その意味におきましては、これは委員長というものがございまして、合議制の機関でございしますから、会議を主催をしたり招集をしたり、あるいはまた一定の法律行為をする場合に、外部に對して代表するといふようなことはこの法律にも規定いたしております。しかし、教育委員長といへども、その委員会の意思を決定する委員としては、これは同じくそれを構成する一メンバー

ておます。しかし、先ほども大臣の説明にもありましたように簡素化をしていく、私は町村は大体これにならうんじやないかというふうに思われるわけです。実際上は町村においてはなかなか特例というふうな形にならない、そういうふうに考えるわけです。そうすればこれは行政機関という性格を失つてしまふ、こういうふうに思ふのですね。長くは申しませんが、委員長の何か一般質問で十分やった……、私はよく知りませんがね。ただ僕は委員長に申し上げておきたいのですが、あまり制肘を加えないように私はしてもらいたい。

三人なら三人、五人なら五人が会議を開いて意思を決定してやっていくところに、その合議制の行政機関の本質があるわけでございます。それで教育長を兼ねるといふことになりましたが、その立場におきましては、これは教育長を兼ねる委員も同じその一メンバーでございます。そこで合議制の機関がきめましたそのことについて教育長は執行していく、かようなことでございますから、私はその觀念が徹底いたしますならば、実体におきましても支障は起らんと考えております。

○矢嶋三義君　私はこの問題は一般質問のときにちょっと伺ったわけですが、

おつて、一人は教育委員長、この人が教育委員で教育長、この人が原案起草して、そうしてこれを説明して出すね、ちやうどこの人が病気で休んでおつた。これは可否同数のときは委員長がきめるとなつておるのですね。そうすればこの人は教育長で教育委員でこの案を提出した人です。そうして委員長一人ではこれは採決に加われない、可否同数のときは委員長がきめる、これは可否同数も何もないじゃないですか。とするならば自分で案を作つて、自分で説明して出しておいで、自分で採決するのですか、おかしいじゃないですか。また、こういう場

は、（それは三人になってきますよ、市町村の場合には「と呼ぶ者あり」）三人の場合を原則のようにお話しになることは、これはあくまでも申し上げておきますように、五人が原則でございますから、前提として申し上げておきます。それからいろいろその場合は起るでございましょう。ただこれは、現在のまゝ公選制の場合におきましても七人でございます、都道府県は、あるいは市町村は五人でございますが、それはいろいろ事故があつて人員が少いという場合も起ります。そういう場合、特別な場合も起りますけれども、しかし三人の者が、今のよう（特別に兩派

でも、そのうちの三人が教育委員長を兼ねる、あるいは教育長を兼ねる場合に

○委員長(加賀山之雄君) 理事会のお約束でございますので、そう申し上げます。ただでございます。

が、実は教育長のところで具体的に承
わろうと思っておりましたが、今荒木
委員から質問がありましたから、ここ

合もあるのです。これが教育委員で教育長、これが病氣だ、この人が案を出したら、三親等内の問題だったから、

をしたとか、あるいはその一身に関係する事件だったという場合には、それ

おきまして、その合議制の執行機関としての意思決定する場合におきましての各委員の立場というものは、これ

○荒木正三郎君　　そういう私は約束しておるのか。そういうふうにおつしやれば、私はよく聞きたいと思うので

で具体的に承わろうと思うのですが、教育委員の人が教育長でございますね、その人が三人の教育委員会に出席した

この人は三親等内の問題に参画でき
 さん、だれもおりわせん、委員長いるだ
 けです。こういう場合もある。また、こ

通常の場合を考えますならば、三人の者が、先ほど申し上げますように合議

は全然変らないわけでありまして、そういう意味におきましてこれは完全に合議制の執行機関、かように考えま

す。どの程度これ一般質問でされたかしりませんが、あまり制肘を加えられたくないのです。

といったときに、その人は採決をするときに、採決権を行使するのですか、しないのですか。

ういう場合がある。教育長であつて教育委員である。この人は病氣しなくてびんびんしていても、この人かこの人

制を構成するものとして出席して、その合議体としての意思を決定するわけでございます。そのことは今の制度に

○委員長（加賀山之雄君） 荒木君、この問題は一般質疑中にも行われた質疑

○政府委員(緒方信一君) これはあくまで法律といたしましては、三人の委員をもって組織することができるとい

○矢嶋三義君　いたしますか。

の三親等内の問題だから参画できん、そうしたら教育長対教育委員で、これはどんなにして採決をするのですか、

おきましてもし起り得るじやないかといふことであれば、(「確率が全然違ふ」と呼ぶ者あり)それでもう合議制でな

だと思いますが……。

○荒木正三郎君　それで私は実際問題として、合議制の行政機関としての機

うのは、特別の場合でございまして、これは例外的な規定にいたしております。ただ法律としてさようにいたして

○政府委員（緒方信一君）　します。

○矢嶋三義君　そうすれば、教育長は案件の起草者ですね。そうしてその起

可否同数のときなんかありはしないのです。これが荒木委員が実質的にこの合議制の、合議体の執行委員会とか何

いということは言えないと思います。
それから教育長の問題でございます
が、それは教育長が自分で計画を立て

能が発揮できるかどうかということを知りたい。聞いてみるわけなんです。一人は教育委員であるけれども、同時に教育長を

おります。それからなお、ただいまお話しがありました、これは若干従来におきまして合議制の行政委員会とい

草を説明して、そうして教育委員会に
対して助言をするわけですね。その人
がその採決に加わるのですか、矛盾と

とか言えますか、これはどういふふう
に説明するの。文部大臣答弁、大臣答
弁。

たんでありまして、それを会議にかけるといふ場合、それはほかの、それと反対だということはないでございませう。

兼ねておる、それから一人は教育委員長、こういう場合に実際にそういう合議制の行政機関としての機能を發揮で

うものの性格につきまして、若干の誤解が一般にはあったのではないか。教育委員会の個々の人が何か権能を行使す

○政府委員（緒方信一君） 加わりま
す。

○国務大臣（清瀬一郎君）　まあ……。
○矢嶋三義君　まあじゃないでしょう、はつきりしているでしょう。あな

しょうけれども、しかし、あとに二人の委員がおつて、三人できめるということでございますから、委員会として

きるかどうか、それからこれは特例であるということでありますが、法律の建前からいえば特例のような形になっ

る、こういうような考え方があるのではないかと思うのですが、それではないのでございまして、これは

○矢嶋三義君 よしわかった、坐つた。じゃ加わります、こういう場合、具体的に聞きますがね。三人教育委員

た法律家だもの。

○政府委員（緒方信一君） これはまあ三人の場合ということを非常にこれ

ての意思の決定につきましては、これはやはり合議制としてきますと、こういふようなふうに相なっております。

○矢嶋三義君 私がさつきあげたというケースがあることを認めますか、認めませんか。

○政府委員(緒方一君) でございますから、先ほど申し上げましたように、これはいずれの場合にもそういう事故の場合を想定すればですね、それは何人の委員会であつても、兼任をしておつてもいなくても起り得る、そういう特別な場合は起り得る、かように考えております。

○矢嶋三義君 そんな緒方さん詭弁を弄するのはやめて下さい。七人、五人という数は、そういうような、私が今あげたような場合が起らないために七人、五人としてあるのですよ。ところが政府は、この法案を考へるときに、財政的な考慮からのみ、教育というものを真に考へないでやつたら、僕から言わせるならば、教育を冒瀆しておると思う。だからこの三人なんという数字が出たのです。実際に市町村でやる場合には、三人の教育委員で構成する場合はたくさん出てきますよ。そうすれば私が言つたような例は簡単に起り得るのですよ、簡単に。それはあなたの論を進めれば、われわれ参議院は二百五十人で構成している、全部の者が病氣をする、ものすごい何か流行病があつて全部が病氣をすれば、そうすれば委員会が成り立たん場合はあり得るだろう、そんな説明なんか、そんなことは確率からいつて考へられない。だから教育委員会は五人、七人にしてある、それをあなた方簡素化というので三人、五人として、五人の場合と三人の場合でそれが言つたような特例が起る確率というものは違つてくるでしょう。プロバビリテイ

が違つてきますよ。いまだかつて私が言つたような例は、五人の委員会では起つた例はないでしょう。三人ならば簡単に起りますよ。この法案ずつと調べていけばわかりますが、ずいぶんところうい場合には、あの会議に参加してはならぬという規定があるね、しかも、市町村の教育委員やつておれば、大体規模がありますよ。そうしたら自分のめいごとかおれいごとか、教員をやつてゐる人はおれいごとか、それはあなた方が熊本出身で、東京に来てお役人するのとは違ひます。市町村の教育委員会にいわば、それは自分の村のことでですから三親等に關係するのはたくさんありますよ。そうすれば三人で構成しておつたら、今の場合も簡単に起り得るのです。病氣をしないでも起り得るのです。これをあなた、何でもか、合議体の執行機関と言へますか、可否同数のときなんかおかしいじゃないですか。この考へ方は教育を冒瀆するものですよ。大臣、私は冗談で言つてゐるんじゃないのですよ、教育は何ものであるか、今の教育委員会の立法精神はどういうところにあるか、その高低のところからかういふことが出てきておる、だから私は、あえて言つたのです。簡素化、経費の軽減が理由で五人、三人にしたという、こんでもない考へです。経費が軽減されたこととはいひでしょう。簡素化されたことはいひでしょう。しかし、それは教育行政は行えないじゃないですか。合議体の執行機関というものは成り立たんじやないですか。それを犠牲にしてまで簡素化とか、経費軽減をやらなければならぬのですか。このことは教育

を輕視しております。教育を尊重してない考へ方から出てるものと攻撃された場合、何とこれに反駁できますか。これは重大な問題だと思ふのだ、私は、大臣どういふようにお考へになりますか。私の所論に誤りがあつたら反論して下さい。それに私はまた質問なり反論をいたしましよ。

○國務大臣(清瀬一郎君) 政府委員の答へた通りと存じます。

○矢嶋三義君 政府委員ではわからん。

○國務大臣(清瀬一郎君) 原則はやはり五人であります。しかしながら、条例の定むるところによつて三人にもつていける。あるいは条例を制定する場合に、この地方では同族のものが非常に多いからといったようなことを考へたら、三人は避けるかも知れません。三人にしろと命じたのではないのです。しかしながら、三人でよく運行ができる。この村は家数も少い。まあこれでもつてやつてみようという見込みがつくならば、条例制定権者は町会でありますから、村会でありますから、そこで三人でよからうということを考へて三人にすることもよろしい。五人であることが原則、地方の意思を尊重してかような規定を作ることは私はいいことだと思ふのです。必ず五人にせよといつて、どんな小さい村でも五人々々とするよりも、みながあつたこの村は三人でよからうといふんじやつたら、これを許すこともまた地方自治の本旨でし、それで教育を冒瀆するやうなことは私は決してないと思ひます。

○矢嶋三義君 よくこの法案を批判する一部の人は、これは教育委員会法の抜本的改正だとか、あるいは骨抜きだといふことをよく使われているので、それはかういふところに出てきてゐるのです。骨抜きになるのです。かういふところから僕は出ていると思ふのです。國民の言葉は、今この法案について全国の教職員の人がぜひこの現行法を守つてほしいという陳情があつてゐることは、この前の請願を調べてみた結果によつても明らかなんです。また、大臣がよく言われるように、市町村長あたりは現行法が幾らかいいからと言われている。議会側もそういう意向があるのです。かういふ背景があれば、まあそういう人は今の教育委員会をできるだけ骨抜きにしたいという気が持たれるわけだ。教育は大切だ、教育については努力するという考へはありながら、それは思つておられるから、教育委員会をできれば骨抜きにしたいという潜在意識を持つておられるのです。そういう場合に、三人の委員で構成する教育委員会というものは、相当出てきますよ。私は物事をきめたり、ことに法律なんか作る場合は、一億分の一というよりなそういう確率のものは、それは私は法律化してもいいと思ふのです。けれども私がさつきあげたやうな、これはそんな一億分の一、一千万分の一でもない、きわめて簡単に起る確率のあるケースです。そういうものは法律を作るときにけなくちゃいけませんよ。特例といつても、それは一千万分の一というやうなプロバビリテイならいいでしょう。けれども私が今言つたやうな例というものは、簡単に起る例じやありませんか。法律を作る場合はそういうことは避けなくちゃいけない。私はこの立法をした事

務当局、その責任者緒方さんは、どう考へておられるかと思ふのだ。おそらくこれは政府与党も、政調会でもみたくつたわけだが、ある場合は三木武吉さんとかあるいは岸信介さんあたりが出てこられて、そうして調整せられたわけですが、そのときに三人という数が出たので、三人のうちの一人を教育長にしたらどうだといふやうなことが、岸信介さんあたりから出たわけだ。そういう人は教育といふものを簡単に考へておる。それは党内がまとまればよい。簡素化になればよい。お金がよく要らなくない。それのみが大部分頭を占めておるわけだ。だから岸信介さんあたりはそういう言葉が出るでしょうが、少くとも文部大臣とか、立法作業を直接やられておるところの文部事務当局としては、教育を尊重する、教育を守るといふ立場から、強力なる発言と抵抗があつて僕はしかるべきだと思ふ。それをし得ずかういふものが出てきたといふことは、きわめて遺憾である。遺憾なだけじゃなくて実際に困ると思ふ。私がさつきあげた場合といふのは、簡単に起り得る場合です。それから大臣はさつきいふん詭弁をもつて答弁されておられます。この村では同族の人が多いから三人じやいかぬ、五人にしましよ。日本全国どの村へでも行つてみてごらんない。教育委員などになるのは知名人です。大てい結婚は同じ村でやつておる。いとい、はとこ、兄弟など持つておるぬ人はいないですよ。あなたは兄弟何人おられますか。あなたがあなたの村の教育委員になつてごらんない。人事など扱つ場合に、

が違つてきますよ。いまだかつて私が言つたような例は、五人の委員会では起つた例はないでしょう。三人ならば簡単に起りますよ。この法案ずつと調べていけばわかりますが、ずいぶんところうい場合には、あの会議に参加してはならぬという規定があるね、しかも、市町村の教育委員やつておれば、大体規模がありますよ。そうしたら自分のめいごとかおれいごとか、教員をやつてゐる人はおれいごとか、それはあなた方が熊本出身で、東京に来てお役人するのとは違ひます。市町村の教育委員会にいわば、それは自分の村のことでですから三親等に關係するのはたくさんありますよ。そうすれば三人で構成しておつたら、今の場合も簡単に起り得るのです。病氣をしないでも起り得るのです。これをあなた、何でもか、合議体の執行機関と言へますか、可否同数のときなんかおかしいじゃないですか。この考へ方は教育を冒瀆するものですよ。大臣、私は冗談で言つてゐるんじゃないのですよ、教育は何ものであるか、今の教育委員会の立法精神はどういうところにあるか、その高低のところからかういふことが出てきておる、だから私は、あえて言つたのです。簡素化、経費の軽減が理由で五人、三人にしたという、こんでもない考へです。経費が軽減されたこととはいひでしょう。簡素化されたことはいひでしょう。しかし、それは教育行政は行えないじゃないですか。合議体の執行機関というものは成り立たんじやないですか。それを犠牲にしてまで簡素化とか、経費軽減をやらなければならぬのですか。このことは教育

が違つてきますよ。いまだかつて私が言つたような例は、五人の委員会では起つた例はないでしょう。三人ならば簡単に起りますよ。この法案ずつと調べていけばわかりますが、ずいぶんところうい場合には、あの会議に参加してはならぬという規定があるね、しかも、市町村の教育委員やつておれば、大体規模がありますよ。そうしたら自分のめいごとかおれいごとか、教員をやつてゐる人はおれいごとか、それはあなた方が熊本出身で、東京に来てお役人するのとは違ひます。市町村の教育委員会にいわば、それは自分の村のことでですから三親等に關係するのはたくさんありますよ。そうすれば三人で構成しておつたら、今の場合も簡単に起り得るのです。病氣をしないでも起り得るのです。これをあなた、何でもか、合議体の執行機関と言へますか、可否同数のときなんかおかしいじゃないですか。この考へ方は教育を冒瀆するものですよ。大臣、私は冗談で言つてゐるんじゃないのですよ、教育は何ものであるか、今の教育委員会の立法精神はどういうところにあるか、その高低のところからかういふことが出てきておる、だから私は、あえて言つたのです。簡素化、経費の軽減が理由で五人、三人にしたという、こんでもない考へです。経費が軽減されたこととはいひでしょう。簡素化されたことはいひでしょう。しかし、それは教育行政は行えないじゃないですか。合議体の執行機関というものは成り立たんじやないですか。それを犠牲にしてまで簡素化とか、経費軽減をやらなければならぬのですか。このことは教育

が違つてきますよ。いまだかつて私が言つたような例は、五人の委員会では起つた例はないでしょう。三人ならば簡単に起りますよ。この法案ずつと調べていけばわかりますが、ずいぶんところうい場合には、あの会議に参加してはならぬという規定があるね、しかも、市町村の教育委員やつておれば、大体規模がありますよ。そうしたら自分のめいごとかおれいごとか、教員をやつてゐる人はおれいごとか、それはあなた方が熊本出身で、東京に来てお役人するのとは違ひます。市町村の教育委員会にいわば、それは自分の村のことでですから三親等に關係するのはたくさんありますよ。そうすれば三人で構成しておつたら、今の場合も簡単に起り得るのです。病氣をしないでも起り得るのです。これをあなた、何でもか、合議体の執行機関と言へますか、可否同数のときなんかおかしいじゃないですか。この考へ方は教育を冒瀆するものですよ。大臣、私は冗談で言つてゐるんじゃないのですよ、教育は何ものであるか、今の教育委員会の立法精神はどういうところにあるか、その高低のところからかういふことが出てきておる、だから私は、あえて言つたのです。簡素化、経費の軽減が理由で五人、三人にしたという、こんでもない考へです。経費が軽減されたこととはいひでしょう。簡素化されたことはいひでしょう。しかし、それは教育行政は行えないじゃないですか。合議体の執行機関というものは成り立たんじやないですか。それを犠牲にしてまで簡素化とか、経費軽減をやらなければならぬのですか。このことは教育

参画できない場合が幾らも起つてきますよ。私もそうです。自分の生まれた町、あるいは村へ帰ればそうです。だからこれは運用上どうしても困るのですよ。これをどうするのですか。

○政府委員(緒方信一君) 今の除籍の場合の関係を強く御発言のようでごさいます。これは委員が三人おつて、三人の一身に關係することがあります。といひました。それは何も三人が必ず同じときにやる必要はないと思ひます。それは時期を変えてでも、運用によつて、非常に極端な場合は避けていけるのではないかと思ひます。この教育委員の数を五人にし、あるいは三人にすることもできる。これは私も案を作りました。考え方をいたしました。は、先ほども申し上げましたけれども、市町村の段階までどうしても教育委員会というものは存置していく必要がある。これは教育の振興のためにどうしても必要だ。独任制の市町村長にゆだねるということにせし、合議制のこゝういふ機関が必要である。それはあるいは教育の安定性、一貫性あるいは中立性から申しまして、あるいはまた、非常に住民の意思を反映するといふような関係から申しまして、こゝういふ特別な行政機関を必要とするといふ観点から、市町村にも、先ほど荒木さんの御質問にもございましたが、いろいろ議論がありまして、私も私どもとしてはこれを存置していくことが必要だと思ひます。ただ、その場合に、その委員会の構成の人数を何人にするかという問題です。これはいろいろの要請によつて異なつて参ります。ただ、住民の意思を反映するという意味から申しますれば多々参ります。申すまでもない。

れません。非常にたくさんの人を集めてやつた方がいゝかもしれません。しかしこれは執行機関でございまして、やはりある程度のそのに境界があるはずで。それをどの辺で押さえていくかという問題は、非常にむずかしい問題ではございまして、やはり原則として五人でよろしいのではないかと、こゝういふふうに考えた次第でございまして。執行機関でございまして、いたずらに人数が多くなります。こゝういふことは、事務処理の能率の迅速化という観点から申しまして、適當ではございませぬ。あるいはまた事務の簡素化、機構の簡素化、そゝういふ観点から申しまして、いたずらに膨大な機関を作ることとは不當だと存じます。こゝういふいろいろ考えました末の結論が、一般的には五人、特に規模の非常に小さいところは三人でもいいじゃないかというところではございまして、三人のメンバーで構成しましては、その合議制の實をなさぬじゃないかというお話をございまして、これは現在都道府県の公安委員会、これは三人でございまして、人事委員会もさうでございまして、特にならば人事委員会につきましては、事務局長を委員が兼ねることができるとにも相なつております。こゝういふ便法はやはり行政の各面から検討いたしました。総合的に検討した結論として、こゝういふことに相なつたわけでございます。運用につきましては、その運用によりましてこの合議機関としての妙味を発揮していくことができると思ひます。

○委員(加賀山之雄君) これ以上意見にわたりますから……。

○矢嶋三義君 いかにも執行機関、執行機関と、きまつたものをただそれを執行するに軽く言われるのであります。執行するに、教育委員は今度任命権を持つておる都道府県に、教育関係職員の人事に關しての内申なんかもするのではありません。それから予算を組むときには、教育委員会は知事と協議するのではありません。一体先生の定員をどうするとか、授業料は上げた方がいいか、上げない方がいいかという協議をして、その方針をきめて、それから知事側と協議するでせう。だからこゝういふ点について、人事とか、教育の方針とか、あるいはあとで出てくるでせうが、ワーク、ブックを、これはいいか、悪いか、どうするかという問題について意思決定をするのでせう。だから一人できめるといふことはきつめて危険でせう。あなたは執行機関、執行機関と言ひますけれども、だれか、県議会とかどこかきめたものを知事とか、都長とかが執行するの、事が違ふのです。また、人事委員会の仕事とは、教育委員会のやる仕事といふものは、その量、幅からいって、また、全住民の関心度からいって全く程度が違ふのです。私はただ問題は、三人の場合は先ほどいふたようなことがよく起りがちであるから、それをやるとはいけません。これはどうしても、私は教育委員会法の立法精神を重視した、いわば教育監視の考え方から出ている。こゝういふ点が許容できないという立場から伺つたわけですね。私の所論は絶対間違つていない。遺憾の意を表明しておきます。

○成瀬暢治君 緒方さん。これは立法作業であるあなたは予測されておると思ひますが、この五人を三人にしたといふことですが、三人と、こゝういふに書いておくと、ただし書の方に非常に重きが置かれてしまつて、私もあるいは矢嶋君が言われるように、三人のところが非常に多くなるのじゃないかといふことを予測して、心配しておるのです。そこで立法に當られる責任者であるあなたにお尋ねしておきたいのですが、言質をとつておかなければならぬのですが、三人でやつたら、非常に矛盾や間違いが起つて、危険の度合いが非常に多いといふことを矢嶋君は非常に心配しておる。あなたは立法に當つて、三人の教育委員会を設置することは非常に少いだろう、あゝとは大体五人でやつてくれるだろう。こゝういふ予測のもとにやられたのか、それとも三人が非常に多くなつてくる。しかも三人になつた場合は、今矢嶋君が指摘したような矛盾がたゞさん出てきて危険が出てくるのですが、それでもなおかつ、三人で押し切らうとしてやられたのか、その辺のところを明確にお答え願ひたい。

○政府委員(緒方信一君) 法律の規定いたしておりますところは、あくまでも五人が原則でございまして、特別の事情のあるところにおいては、条例で三人と定めることができるということでございます。それから、あくまでもこれは例外だ、かゝうに考えて立法いたしました。

○成瀬暢治君 そうですと、われわれは三人の方がずっと多くなると心配するのですが、あなたはさうじゃないと、こゝう否定されるのですか。法律の条文の説明じゃなくて、私もこゝういふ法律を施行したら、こゝういふことが具体的に出てくるかといふことを心配しておる。予測の責任を……。

○政府委員(緒方信一君) 予測は、この法律通りに執行されるものと考へておりまして、この法律が成立しました場合には、この法律に従つて実施されるものだと、考へております。

○成瀬暢治君 そうですと、あなたは五人の方がずっと多くなつて、三人といふものは非常に少い。こゝういふに予測しておるわけですね。それで結果が逆になつたらどうしますか。

○政府委員(緒方信一君) 私はあくまでも法律の趣旨が行われるものと期待いたしております。こゝういふに予測いたしております。

○秋山長造君 私は一丁だけお伺ひしますが、今までの五人、七人といふ委員の定数を三人、五人にされたということは、文部大臣のおつしやる通り、これは簡素化といふことだと思ひます。しかもその簡素化といふことが、他にも理由はあるにしても、最大の理由がこれは経費の節約だといふこととはつきりしてゐるわけですね。それで、一点としてお尋ねしたいことは、公選をやめることによつてどれだけの経費の節約になるのか。

それから第二点は、委員の数を減ずることによつて給与費がどれだけの節約を見込まれておるか。それで、実はこれは本年の地方財政計画を立てたに、また地方交付税法に基いて地方公共団体の基準財政需要額を算定する場合に使う単位費用、測定単位ごとの単位費用、この単位費用の見積りといふ点に響くわけですから、これは政府の方で必ずそろばんをはじかれておるものと思ひます。それで、その点と二点お伺ひしたい。

その問題と、それからもう一つ、ただいま成瀬委員の御質問に対する御答弁ですが、局長は、あくまで五人が原則で、三人は例外だとおっしゃるのですけれども、これは法律の建前ではそのようになってゐるが、実際には、今日の地方財政という点から考えただけでも、三人が実際上原則になつて、五人が例外になることは、これは明白です。現に地方財政再建促進特別措置法の第十條、あるいは、国会に提案になつてゐる地方自治法の一部改正案の第八十條の第四項の次に第五項として加へられる条文等をごらんになると、これはもろもろの成り行き上三名が原則になるだらうというところは、これはほゞ明らかだと思ふ。この二つの問題についてお答えを願ひます。

○政府委員(緒方信一君) 第一の、選挙費の節約が幾らくらいになるかということでございますが、これは見込みでございますが、大よそ十五億くらいじゃなからうかと考えます。

それから今おっしゃいました基準財政需要額の単位費用の問題につきましては、地方課長からお答え申し上げます。それから一番最後には、三人が多くなるじゃないかということでございますが、私は先ほどお答えしました通りに考へておりますので、御了解いただきます。

○説明員(木田宏君) 県の委員を七人から五人にし、今回のように市町村の委員は五人の委員をもつて組織するが、三人をもつて組織することができると、こうした場合に、どの程度経費の節約になるかという御質問であつたと思ひます。都道府県の教育委員会の委員の経費につきましては、従来の基

準財政需要額の積算の技術的な見地から、これは県の教育委員会の委員報酬費というものが、それ自体としては明確に出てきておらないのでございまして、ですから、今回七人であつたものを五人にしたことによりまして、どれだけ財政規模として減るかという点につきまして、私から御説明申し上げる数字というものは出ておりません。ただ、大よそ県の教育委員の方々の経費というものの概算が実際上の問題として一応できるのじゃないか、こう考へております。市町村の教育委員の委員報酬につきましても、これも秋山先生御存じだと存じますけれども、昭和三十一年度の地方財政計画の組み方が、三十年代までの地方財政計画の組み方と全然違つて参りましたので、三十年代までの地方財政計画の組み方と対比してどうなつておるかという比較が財政計画の上では困難なのでございまして、しかしながら、昭和三十一年度の市町村委員会の委員報酬費として上つておりますものは、従来とつておりまして都市の委員一人当り八千四百円、町村の委員一人当り一千円の月額で、人数も一応五人の計算になつておると承知しております。従いまして年間で四億七千八百万円が市町村委員の委員報酬費でございます。この点につきまして、財政計画上は現在と同様、こういう考え方を私もはいたしておるわけでございます。従いまして、単位費用の關係に響くというお話でございますけれども、今申し上げました点から、単位費用に影響があるとは考へておらないのでございまして、

○秋山長造君 もう一点だけでやめま

今の市町村の教育委員会の報酬の経費総額四億七千八百万円というのは、この現行法における計算だと思ひます。それから現行法における都道府県の教育委員の報酬総額がどのくらいかということをお聞かせ願ひたいというところ、それからこの交付税を算定する場合に使う単位費用には、委員報酬というものは含まれていないというお話だったのですけれども、これはやつぱり給与費ということで計算の基礎になつておるのじゃないでしょうか。

○説明員(木田宏君) あとの点から申し上げますが、委員報酬が単位費用の中に入らなかつたのでございまして、三十年代の市町村教育委員会の委員報酬は、その単価のとり方は、従来の地方財政計画とつておりました委員の費用弁償の単価と同額とつておりましたので、人数も同じように五人、この計算をしておるわけでございますから、単位費用の積算の問題に影響がないであらう、こういうふうに申し上げたつもりでございます。

それから先ほど申し上げました四億七千八百万円という委員報酬費は、これは現行の教育委員会制度のもとにおける経費でないかという御質問でございます。これは今回の地方財政計画にありましては、一応選挙費用もこの法律案の趣旨に沿ひまして計上いたしております。委員報酬につきましては、これは自治庁当局で積算したわけでもございまして、一応改正案の前提に立つておるものと、私も了承しておるわけでございます。それから都道府県の委員の費用がどのくらいになつておるかという点でござい

ますが、これにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように、地方財政計画上の経費として明確な数字は出ておりません。しかし実際の支出面から見た都道府県の教育委員会費といふものはどのくらいかと申しますと、約二億というふうに調査結果に基づいて把握をいたしております。

○秋山長造君 どうもありがとうございます。

○湯山勇君 四條について、私は字句の意義ですけれども、ここに「(以下単に「教育」という。）」という注がございまして、この法律によつて、以下教育という文字が使つてゐるのは、その教育という字句の内容は、教育、学術及び文化、この三つに限定されておると思ひますが、それでございませうか。

○政府委員(緒方信一君) これは教育、学術、文化を包括いたしましたので、現行法でもかように規定いたしておりました。現行法通りであります。

○湯山勇君 そこで字句の使い方について、例を引いてお尋ねをいたします。それは五十二條の措置要求、措置要求の内容等については、そこへ行つたときにお尋ねすることにしまして、今の字句だけの問題ですけれども、「文部大臣は、地方自治法第二百四十六條の二の規定にかかわらず、地方公共団体の長又は教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているものがあると認めるときは、措置要求ができる、この書いてございまして。当然この五十二條の措置要求の対象になる教育も、ただいま私が指摘いたしましたように、第四

条において、教育というものの内容は、教育、学術、文化、この規定されておりますから、当然これも教育、学術、文化について、文部大臣だけに措置要求権がある、こうなると思ひますが、間違ひありませんか。

○政府委員(緒方信一君) その通りでございます。

○湯山勇君 そこで文部大臣は、教育、学術、文化以外については、この法律によつて措置要求権はない、こういうことになると思ひますが、逆にいへば……、それもよろしうございませうか。

○政府委員(緒方信一君) これは教育に関する事務、地方公共団体の長または教育委員会の教育に関する事務、これはこの法律におきましては二十三条、二十四條に出ております。一応ここにしておきますので、この事務につきましても、という意味で了承していただきましたと思ひます。

○湯山勇君 そこで、この法律を受けて文部省設置法が改正になつております。そこで関係法律の整理に関する法律案、その七ページをごらん願ひたい。七ページの文部省設置法の一部を次のように改正するといふ中に、十九の二として「地方公共団体の長又は教育委員会に対し、教育、学術、文化、これは今はつきりしました。それ以外に「宗教の事務の管理」と宗教が加わつております。これは本法ではそういうことはできないことになつております。文部大臣だけの権限はこれだけですから……、にもかかわらず、その法律をつけた文部省設置法には新たに宗教が加わつておる。そうすると一方では宗教のことが設置法によつて行われ

資格条件の中の「教育、学術及び文化」というのを、これを単に教育と、こういうふうに表示しておいて、その教育というのを受けて五十二条にもつていったから、こういう私は不明確なものが出てきたと思うのです。そこであつた苦しみは、第四條の文化の中には宗教が入っているなんて、これは無理ですよ、そういう解釈は、文部省から出ておる他の省令、規則等における教育、学術、文化、宗教、こういうふうな言葉の使い方からいって無理ですよ。それは牽強附会ですよ。このところ、今私が言ったように直しなさい。そうしたらはつきりしてくる。学校教育、社会教育、学術、文化、宗教、それが目的達成を阻害して云々と書けば、これは法の体裁としても整つてくるし、また読む人にも誤解を与えない。さういふ私はこのところを書き改めるべきだと思うのです。どうですか。

○政府委員(緒方信一君) 非常に明確を欠くというお話でございますが、先ほどから申し上げております通りに、明確にするために、文部省設置法を特に整理をいたしたわけでございまして、私は非常に明確だと思っておりますが、(五十二條のところですよ、この法案のですね)と(呼ぶ者あり)法律でございまして、法律の用語を正確にすることを期しておる所存でございます。

○湯山勇君 これは局長、そういうふういろいろなことをおっしゃいますけれども、大臣の言葉を借りていえば、この現行教育委員会法は、この法律を作るに当って、これはなかりしことになっているわけですか。これはない

のです、これ。そうしてこの法律ではやはり教育、学術文化、「教育」と規定してあります。このあたりのただし書きが注意書きか、カッコの中のものは必ずしもその概念を規定したものじゃない、これは注意です、一つの。そういうことにならないようにという注意なんです、その中に含まれている、含まれていないというところは関係ありません。もしこの法律にもそういうことがあれば別ですけども、現在この法律が通れば、今あなたのおっしゃったようなことを指摘する材料は一つもなくなります。そのときにこれとこれとを対比して、一方には教育、学術、文化となつておるし、一方には教育、学術、文化、宗教となつておる。そういうことの対比をして、あなたが今おっしゃったような理屈をつける材料はもうなくなつておるのです、法律同士比べたときに。そうなたたときに一体何でそういうことが言えるか。そういうことを言う材料は消滅しているのですよ、この法律のときには。これはやはり概念規定を変えるか、この関係法の整理を変えるか、あるいは何とか方法をしなければ、これは大へんなことになりまして。それを今のこのなくなる法律をもとにしてとかよくおっしゃつても、それはなくなつたあとでは通用いたしません。

○政府委員(緒方信一君) これは先ほど来申し上げました通り考えておりますので、その教育という概念規定につきましては、旧法をそのまま受けて新法は規定しておりますので、その間のギャップを埋める意味で規定したわけでございます。もしこれをやりませんと、そこに食い違いが起ると私どもは考えております。

なお、現行法のできまじした経緯等につきまして、地方課長から御説明申し上げます。

○湯山勇君 委員長、要らないです。ギャップができる、できるとおっしゃいますけれども、この五十二條をあとで私質問しますけれども、五十二條によつてギャップはできません。宗教に關することは宗教に關することである道はあるんです、ちゃんと。本院の法制局もそう言っています。ですからあなたのように、現行法のそういう注意書きにこだわつて牽強附会な解釈をするというところは許されません。しかし、あなたがあくまでもそうおっしゃるのであれば、それはまたそれとして一応承るだけにしておいて、五十二條のときに、宗教がこの法律のブランクにならないということを指摘して質問します。

○秋山長造君 これは大臣に聞いた方がいいのですが、大臣はどうされましたか。

○委員長(加賀山之雄君) 今すぐ戻ります。

○秋山長造君 局長に聞きます。大臣歸えられましたので、第四條について文部大臣にお尋ねしますが、委員の資格要件の第一は「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者」、これが第一です。それから第二は「人格が高潔で、教育、学術及び文化に關し識見を有するもの」、この二つが新しい教育委員の資格要件だと思ひますが、そのうち、あとの人格云々というのは、これはきわめて抽象的あるいは法律以上という意味で超法律的な概念だと思ひ。ところが第一の資格要件である「公共団体の長の被選挙権」というのは、きわめて法律的なこれは概念だと思ひ。現行法では地方公共団体の選挙権を有する者、こういうことだったわけですね。今度は「長の被選挙権を有する者」、こういうふうに変つてきたわけですが、現行法と新法と大きく變つてきた理由、趣旨、そういう点についてまず伺ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 大体教育委員会は執行機関であるといつたところから長の被選挙権で押えたのでございまして。

○秋山長造君 これは執行機関であるといふことは、現行法においても同じことなんです。しかも先ほど来議論が出ておりますように、むしろ執行機関であるといふことだけを考へて考えた場合には、今度の新法における執行機関としての性格よりも、現行法における執行機関としての性格の方がよりはつきりしておつたわけですね。自主性とか独立性とかという問題がこの間出ましたが、それから見ましても、現行法における執行機関という性格の方がはつきりしておつた、今度の新法では多少ぼやけておる、弱くなつておる、われわれはまあそう解釈している。あなたの方の方は何ら変らぬとおっしゃるけれども、われわれの方はそういうふうにより解釈しておる。現行法よりも一そうしつかりした、はつきりした執行機関だといふことは、まさかおっしゃらないでしよう。にもかかわらず、そういうふうに範圍が非常に広がると思ひますが、広くなるといへば聞かぬといふですが、その反面、現行法における教育委員であるならば、その資格要件からいまして、その居住する町村において選挙権を持つておる

は、きわめて法律的なこれは概念だと思ひ。現行法では地方公共団体の選挙権を有する者、こういうことだったわけですね。今度は「長の被選挙権を有する者」、こういうふうに変つてきたわけですが、現行法と新法と大きく變つてきた理由、趣旨、そういう点についてまず伺ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 大体教育委員会は執行機関であるといつたところから長の被選挙権で押えたのでございまして。

○秋山長造君 これは執行機関であるといふことは、現行法においても同じことなんです。しかも先ほど来議論が出ておりますように、むしろ執行機関であるといふことだけを考へて考えた場合には、今度の新法における執行機関としての性格よりも、現行法における執行機関としての性格の方がより

はつきりしておつたわけですね。自主性とか独立性とかという問題がこの間出ましたが、それから見ましても、現行法における執行機関という性格の方がはつきりしておつた、今度の新法では多少ぼやけておる、弱くなつておる、われわれはまあそう解釈している。あなたの方の方は何ら変らぬとおっしゃるけれども、われわれの方はそういうふうにより解釈しておる。現行法よりも一そうしつかりした、はつきりした執行機関だといふことは、まさかおっしゃらないでしよう。にもかかわらず、そういうふうに範圍が非常に広がると思ひますが、広くなるといへば聞かぬといふですが、その反面、現行法における教育委員であるならば、その資格要件からいまして、その居住する町村において選挙権を持つておる

は、きわめて法律的なこれは概念だと思ひ。現行法では地方公共団体の選挙権を有する者、こういうことだったわけですね。今度は「長の被選挙権を有する者」、こういうふうに変つてきたわけですが、現行法と新法と大きく變つてきた理由、趣旨、そういう点についてまず伺ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 大体教育委員会は執行機関であるといつたところから長の被選挙権で押えたのでございまして。

○秋山長造君 これは執行機関であるといふことは、現行法においても同じことなんです。しかも先ほど来議論が出ておりますように、むしろ執行機関であるといふことだけを考へて考えた場合には、今度の新法における執行機関としての性格よりも、現行法における執行機関としての性格の方がより

わけですから、少くとも相当長期間その土地に住んでおつて、そしてその土地の人となじみも深い。だれが教育委員になつたといへば、すぐあそこそここのだれそれさんか、あの人はいい人だとか、あの人はちょっとどうかというふうにより批判が非常に簡単にできますわね。それからまた、自分の子供を預ける教育委員ですから、親としては非常にその教育に対して深い関心を持つわけですね。その自分の子供の教育に非常に直接関心を持つておる親として非常に身近な關係にあるわけですね、現行の教育委員ならば……。ところが今度の法律によりまして、委員はどこから連れてきてもいいわけでしょう、日本国じゅう。鹿児島県の片いなかの教育委員を北海道にこれは連れていつてもかまわぬ。そういうことになりましたと、他の面については、あとから触れますけれども、少くとも子供を持つ親とのなじみといひますか、親しみといひますか、直接今までのように子供を持つ親が自分たちの手で選んだ身近な教育委員という感じはこれはなくなつて。どこからか妙な人を連れてきて、わけのわからぬ人を連れてきたということもあり得るわけですね。だからそこらに、あなたの方の御説明を聞けば、そのかわりに他の面で大いにそのマイナスをプラスする、カバーするだけのものがあるんだと、こうおっしゃるでしょうけれども、一番大切な教育行政に大切なことは、これはやっぱり教育に対して第一の責任を持つのは親と教師です。特に親です。その親との關係が非常に疎遠な存在になるということだけは、これはお認めいただけるのではないかと。その点があるにもかかわ

わけですから、少くとも相当長期間その土地に住んでおつて、そしてその土地の人となじみも深い。だれが教育委員になつたといへば、すぐあそこそここのだれそれさんか、あの人はいい人だとか、あの人はちょっとどうかというふうにより批判が非常に簡単にできますわね。それからまた、自分の子供を預ける教育委員ですから、親としては非常にその教育に対して深い関心を持つわけですね。その自分の子供の教育に非常に直接関心を持つておる親として非常に身近な關係にあるわけですね、現行の教育委員ならば……。ところが今度の法律によりまして、委員はどこから連れてきてもいいわけでしょう、日本国じゅう。鹿児島県の片いなかの教育委員を北海道にこれは連れていつてもかまわぬ。そういうことになりましたと、他の面については、あとから触れますけれども、少くとも子供を持つ親とのなじみといひますか、親しみといひますか、直接今までのように子供を持つ親が自分たちの手で選んだ身近な教育委員という感じはこれはなくなつて。どこからか妙な人を連れてきて、わけのわからぬ人を連れてきたということもあり得るわけですね。だからそこらに、あなたの方の御説明を聞けば、そのかわりに他の面で大いにそのマイナスをプラスする、カバーするだけのものがあるんだと、こうおっしゃるでしょうけれども、一番大切な教育行政に大切なことは、これはやっぱり教育に対して第一の責任を持つのは親と教師です。特に親です。その親との關係が非常に疎遠な存在になるということだけは、これはお認めいただけるのではないかと。その点があるにもかかわ

わけですから、少くとも相当長期間その土地に住んでおつて、そしてその土地の人となじみも深い。だれが教育委員になつたといへば、すぐあそこそここのだれそれさんか、あの人はいい人だとか、あの人はちょっとどうかというふうにより批判が非常に簡単にできますわね。それからまた、自分の子供を預ける教育委員ですから、親としては非常にその教育に対して深い関心を持つわけですね。その自分の子供の教育に非常に直接関心を持つておる親として非常に身近な關係にあるわけですね、現行の教育委員ならば……。ところが今度の法律によりまして、委員はどこから連れてきてもいいわけでしょう、日本国じゅう。鹿児島県の片いなかの教育委員を北海道にこれは連れていつてもかまわぬ。そういうことになりましたと、他の面については、あとから触れますけれども、少くとも子供を持つ親とのなじみといひますか、親しみといひますか、直接今までのように子供を持つ親が自分たちの手で選んだ身近な教育委員という感じはこれはなくなつて。どこからか妙な人を連れてきて、わけのわからぬ人を連れてきたということもあり得るわけですね。だからそこらに、あなたの方の御説明を聞けば、そのかわりに他の面で大いにそのマイナスをプラスする、カバーするだけのものがあるんだと、こうおっしゃるでしょうけれども、一番大切な教育行政に大切なことは、これはやっぱり教育に対して第一の責任を持つのは親と教師です。特に親です。その親との關係が非常に疎遠な存在になるということだけは、これはお認めいただけるのではないかと。その点があるにもかかわ

わけですから、少くとも相当長期間その土地に住んでおつて、そしてその土地の人となじみも深い。だれが教育委員になつたといへば、すぐあそこそここのだれそれさんか、あの人はいい人だとか、あの人はちょっとどうかというふうにより批判が非常に簡単にできますわね。それからまた、自分の子供を預ける教育委員ですから、親としては非常にその教育に対して深い関心を持つわけですね。その自分の子供の教育に非常に直接関心を持つておる親として非常に身近な關係にあるわけですね、現行の教育委員ならば……。ところが今度の法律によりまして、委員はどこから連れてきてもいいわけでしょう、日本国じゅう。鹿児島県の片いなかの教育委員を北海道にこれは連れていつてもかまわぬ。そういうことになりましたと、他の面については、あとから触れますけれども、少くとも子供を持つ親とのなじみといひますか、親しみといひますか、直接今までのように子供を持つ親が自分たちの手で選んだ身近な教育委員という感じはこれはなくなつて。どこからか妙な人を連れてきて、わけのわからぬ人を連れてきたということもあり得るわけですね。だからそこらに、あなたの方の御説明を聞けば、そのかわりに他の面で大いにそのマイナスをプラスする、カバーするだけのものがあるんだと、こうおっしゃるでしょうけれども、一番大切な教育行政に大切なことは、これはやっぱり教育に対して第一の責任を持つのは親と教師です。特に親です。その親との關係が非常に疎遠な存在になるということだけは、これはお認めいただけるのではないかと。その点があるにもかかわ

わけですから、少くとも相当長期間その土地に住んでおつて、そしてその土地の人となじみも深い。だれが教育委員になつたといへば、すぐあそこそここのだれそれさんか、あの人はいい人だとか、あの人はちょっとどうかというふうにより批判が非常に簡単にできますわね。それからまた、自分の子供を預ける教育委員ですから、親としては非常にその教育に対して深い関心を持つわけですね。その自分の子供の教育に非常に直接関心を持つておる親として非常に身近な關係にあるわけですね、現行の教育委員ならば……。ところが今度の法律によりまして、委員はどこから連れてきてもいいわけでしょう、日本国じゅう。鹿児島県の片いなかの教育委員を北海道にこれは連れていつてもかまわぬ。そういうことになりましたと、他の面については、あとから触れますけれども、少くとも子供を持つ親とのなじみといひますか、親しみといひますか、直接今までのように子供を持つ親が自分たちの手で選んだ身近な教育委員という感じはこれはなくなつて。どこからか妙な人を連れてきて、わけのわからぬ人を連れてきたということもあり得るわけですね。だからそこらに、あなたの方の御説明を聞けば、そのかわりに他の面で大いにそのマイナスをプラスする、カバーするだけのものがあるんだと、こうおっしゃるでしょうけれども、一番大切な教育行政に大切なことは、これはやっぱり教育に対して第一の責任を持つのは親と教師です。特に親です。その親との關係が非常に疎遠な存在になるということだけは、これはお認めいただけるのではないかと。その点があるにもかかわ

わけですから、少くとも相当長期間その土地に住んでおつて、そしてその土地の人となじみも深い。だれが教育委員になつたといへば、すぐあそこそここのだれそれさんか、あの人はいい人だとか、あの人はちょっとどうかというふうにより批判が非常に簡単にできますわね。それからまた、自分の子供を預ける教育委員ですから、親としては非常にその教育に対して深い関心を持つわけですね。その自分の子供の教育に非常に直接関心を持つておる親として非常に身近な關係にあるわけですね、現行の教育委員ならば……。ところが今度の法律によりまして、委員はどこから連れてきてもいいわけでしょう、日本国じゅう。鹿児島県の片いなかの教育委員を北海道にこれは連れていつてもかまわぬ。そういうことになりましたと、他の面については、あとから触れますけれども、少くとも子供を持つ親とのなじみといひますか、親しみといひますか、直接今までのように子供を持つ親が自分たちの手で選んだ身近な教育委員という感じはこれはなくなつて。どこからか妙な人を連れてきて、わけのわからぬ人を連れてきたということもあり得るわけですね。だからそこらに、あなたの方の御説明を聞けば、そのかわりに他の面で大いにそのマイナスをプラスする、カバーするだけのものがあるんだと、こうおっしゃるでしょうけれども、一番大切な教育行政に大切なことは、これはやっぱり教育に対して第一の責任を持つのは親と教師です。特に親です。その親との關係が非常に疎遠な存在になるということだけは、これはお認めいただけるのではないかと。その点があるにもかかわ

わけですから、少くとも相当長期間その土地に住んでおつて、そしてその土地の人となじみも深い。だれが教育委員になつたといへば、すぐあそこそここのだれそれさんか、あの人はいい人だとか、あの人はちょっとどうかというふうにより批判が非常に簡単にできますわね。それからまた、自分の子供を預ける教育委員ですから、親としては非常にその教育に対して深い関心を持つわけですね。その自分の子供の教育に非常に直接関心を持つておる親として非常に身近な關係にあるわけですね、現行の教育委員ならば……。ところが今度の法律によりまして、委員はどこから連れてきてもいいわけでしょう、日本国じゅう。鹿児島県の片いなかの教育委員を北海道にこれは連れていつてもかまわぬ。そういうことになりましたと、他の面については、あとから触れますけれども、少くとも子供を持つ親とのなじみといひますか、親しみといひますか、直接今までのように子供を持つ親が自分たちの手で選んだ身近な教育委員という感じはこれはなくなつて。どこからか妙な人を連れてきて、わけのわからぬ人を連れてきたということもあり得るわけですね。だからそこらに、あなたの方の御説明を聞けば、そのかわりに他の面で大いにそのマイナスをプラスする、カバーするだけのものがあるんだと、こうおっしゃるでしょうけれども、一番大切な教育行政に大切なことは、これはやっぱり教育に対して第一の責任を持つのは親と教師です。特に親です。その親との關係が非常に疎遠な存在になるということだけは、これはお認めいただけるのではないかと。その点があるにもかかわ

らず、あえてこういふように資格要件を定めた点について、一つも少し徹底した御答弁をお伺いしたい。

○矢嶋三義君 この点については、先定したわけでありませう。

○政府委員(緒方信一君) 今御指摘のように、長の被選挙権を資格要件としたしております。その選挙権を持つ必要はない。従って住所要件はない。ただこれは、従来はこれは公選でございまして、たゞ任命をします対象といたしまして、こういう規定を作ったということでございます。そこでお話のように、その地域との結びつきでございまして、これにつきましては、やはりその公選で出ておられます長が、やはり公選で出ておられます議会の同意を得て任命するにございまして、その地域との結びつきという点についての判断は十分そこで行われるのじゃないか、かように考えます。それで十分じゃないだろうかと思ひます。そこで御質問の中にもございまして、ここに掲げてありますように、人格が高潔で、教育に關して識見を有する人、その公共団体の教育事務を担当するのにも最もふさわしい人という観点から、公選によりました長が、公選によりました議会の同意を得て選ぶのであるならば、何も必ずしもその住所要件というものにこだわることはないのでないか。もう少し広い見地から最も適当な適任者を選ぶということが、むしろ適正じゃないかと考えておられるわけでありませう。長の被選挙権というものを特にいたしましたのは、これはやはり県におきましますならば、知事に對等な、あるいは對等と申しますと言葉は少し悪いのでありますが、知事や市町村長等の資格と同じような資格を教育委員にも要求する、こういう観点から、

○矢嶋三義君 この点については、先定したわけでありませう。

中から、ぜひとも村の中に居住して、そうして被選挙権を持つておるものと限定をする、適當な教育長、教育委員が得られない場合が考えられるので、私はこういふように公共団体の長の被選挙権を持つておるもので、具体的に言へば、どの町、どの村からつれてきてもいいように書かれたものと思ひます。それで、さうだと私は推察しているのですがね。

○政府委員(緒方信一君) これは都道府県も市町村も同じこととございまして、市町村におきましておっしゃいましたので申し上げますと、これは隣り村に住んでおる人でも、その村の出身の方で、あの人が最も適任者だという判断を市町村長がいたしました、その方をお願いしていただくということもあるかと存じます。県の場合にもやはり同様のことが言えると思ひます。従ひまして(県の場合、教育長はどこからつれてきていいのだと)呼ぶ者があらず、教育長はごいせん、委員に……とにかく広い範囲から適任者を選ぶことができるようにいたしておることはその通りでございます。しかしその地域とのつながり、これは大事でございまして、しかし長が選ぶこととございまして、また議会の同意を得て選ぶのでございまして、その点は十分配慮されるものと考へております。ただいま矢嶋委員のお話のように、市町村の場合に教育長を委員の中から選ぶという場合に、結果的には今のような懸念が出てくると思ひます。この制度によりまして……

局長の意見も、木田地方課長の意見も、矢嶋の意見はやっぱりだと思ひていて、間違いない。それが政治的な取引で教育委員と教育長を兼ねさせる、こういう無理が実はこういふところへ出てきておる。あと幾らでも出てきておる。これは國務大臣、文部大臣としてのあなたの責任です。あなたの政治力の問題です。いかがお考えになりますか。局長の説明は要らんです。これは全国の有識者は、緒方初中局長が、教育委員会がある以上教育長はかなる者を任命しなげやうなぬかというところを、あなたがどういふ見解を持つておるかというところは、あなたが何と言おうと、全国の有識者はちゃんと知っている。それは常識以前の問題です。

○政府委員(緒方信一君) 今御指摘のように、長の被選挙権を資格要件としたしております。その選挙権を持つ必要はない。従って住所要件はない。ただこれは、従来はこれは公選でございまして、たゞ任命をします対象といたしまして、こういう規定を作ったということでございます。そこでお話のように、その地域との結びつきでございまして、これにつきましては、やはりその公選で出ておられます長が、やはり公選で出ておられます議会の同意を得て任命するにございまして、その地域との結びつきという点についての判断は十分そこで行われるのじゃないか、かように考えます。それで十分じゃないだろうかと思ひます。そこで御質問の中にもございまして、ここに掲げてありますように、人格が高潔で、教育に關して識見を有する人、その公共団体の教育事務を担当するのにも最もふさわしい人という観点から、公選によりました長が、公選によりました議会の同意を得て選ぶのであるならば、何も必ずしもその住所要件というものにこだわることはないのでないか。もう少し広い見地から最も適当な適任者を選ぶということが、むしろ適正じゃないかと考えておられるわけでありませう。長の被選挙権というものを特にいたしましたのは、これはやはり県におきましますならば、知事に對等な、あるいは對等と申しますと言葉は少し悪いのでありますが、知事や市町村長等の資格と同じような資格を教育委員にも要求する、こういう観点から、

○矢嶋三義君 この点については、先定したわけでありませう。

中から、ぜひとも村の中に居住して、そうして被選挙権を持つておるものと限定をする、適當な教育長、教育委員が得られない場合が考えられるので、私はこういふように公共団体の長の被選挙権を持つておるもので、具体的に言へば、どの町、どの村からつれてきてもいいように書かれたものと思ひます。それで、さうだと私は推察しているのですがね。

○政府委員(緒方信一君) これは都道府県も市町村も同じこととございまして、市町村におきましておっしゃいましたので申し上げますと、これは隣り村に住んでおる人でも、その村の出身の方で、あの人が最も適任者だという判断を市町村長がいたしました、その方をお願いしていただくということもあるかと存じます。県の場合にもやはり同様のことが言えると思ひます。従ひまして(県の場合、教育長はどこからつれてきていいのだと)呼ぶ者があらず、教育長はごいせん、委員に……とにかく広い範囲から適任者を選ぶことができるようにいたしておることはその通りでございます。しかしその地域とのつながり、これは大事でございまして、しかし長が選ぶこととございまして、また議会の同意を得て選ぶのでございまして、その点は十分配慮されるものと考へております。ただいま矢嶋委員のお話のように、市町村の場合に教育長を委員の中から選ぶという場合に、結果的には今のような懸念が出てくると思ひます。この制度によりまして……

局長の意見も、木田地方課長の意見も、矢嶋の意見はやっぱりだと思ひていて、間違いない。それが政治的な取引で教育委員と教育長を兼ねさせる、こういう無理が実はこういふところへ出てきておる。あと幾らでも出てきておる。これは國務大臣、文部大臣としてのあなたの責任です。あなたの政治力の問題です。いかがお考えになりますか。局長の説明は要らんです。これは全国の有識者は、緒方初中局長が、教育委員会がある以上教育長はかなる者を任命しなげやうなぬかというところを、あなたがどういふ見解を持つておるかというところは、あなたが何と言おうと、全国の有識者はちゃんと知っている。それは常識以前の問題です。

○政府委員(緒方信一君) 今御指摘のように、長の被選挙権を資格要件としたしております。その選挙権を持つ必要はない。従って住所要件はない。ただこれは、従来はこれは公選でございまして、たゞ任命をします対象といたしまして、こういう規定を作ったということでございます。そこでお話のように、その地域との結びつきでございまして、これにつきましては、やはりその公選で出ておられます長が、やはり公選で出ておられます議会の同意を得て任命するにございまして、その地域との結びつきという点についての判断は十分そこで行われるのじゃないか、かように考えます。それで十分じゃないだろうかと思ひます。そこで御質問の中にもございまして、ここに掲げてありますように、人格が高潔で、教育に關して識見を有する人、その公共団体の教育事務を担当するのにも最もふさわしい人という観点から、公選によりました長が、公選によりました議会の同意を得て選ぶのであるならば、何も必ずしもその住所要件というものにこだわることはないのでないか。もう少し広い見地から最も適当な適任者を選ぶということが、むしろ適正じゃないかと考えておられるわけでありませう。長の被選挙権というものを特にいたしましたのは、これはやはり県におきましますならば、知事に對等な、あるいは對等と申しますと言葉は少し悪いのでありますが、知事や市町村長等の資格と同じような資格を教育委員にも要求する、こういう観点から、

○矢嶋三義君 この点については、先定したわけでありませう。

中から、ぜひとも村の中に居住して、そうして被選挙権を持つておるものと限定をする、適當な教育長、教育委員が得られない場合が考えられるので、私はこういふように公共団体の長の被選挙権を持つておるもので、具体的に言へば、どの町、どの村からつれてきてもいいように書かれたものと思ひます。それで、さうだと私は推察しているのですがね。

○政府委員(緒方信一君) これは都道府県も市町村も同じこととございまして、市町村におきましておっしゃいましたので申し上げますと、これは隣り村に住んでおる人でも、その村の出身の方で、あの人が最も適任者だという判断を市町村長がいたしました、その方をお願いしていただくということもあるかと存じます。県の場合にもやはり同様のことが言えると思ひます。従ひまして(県の場合、教育長はどこからつれてきていいのだと)呼ぶ者があらず、教育長はごいせん、委員に……とにかく広い範囲から適任者を選ぶことができるようにいたしておることはその通りでございます。しかしその地域とのつながり、これは大事でございまして、しかし長が選ぶこととございまして、また議会の同意を得て選ぶのでございまして、その点は十分配慮されるものと考へております。ただいま矢嶋委員のお話のように、市町村の場合に教育長を委員の中から選ぶという場合に、結果的には今のような懸念が出てくると思ひます。この制度によりまして……

局長の意見も、木田地方課長の意見も、矢嶋の意見はやっぱりだと思ひていて、間違いない。それが政治的な取引で教育委員と教育長を兼ねさせる、こういう無理が実はこういふところへ出てきておる。あと幾らでも出てきておる。これは國務大臣、文部大臣としてのあなたの責任です。あなたの政治力の問題です。いかがお考えになりますか。局長の説明は要らんです。これは全国の有識者は、緒方初中局長が、教育委員会がある以上教育長はかなる者を任命しなげやうなぬかというところを、あなたがどういふ見解を持つておるかというところは、あなたが何と言おうと、全国の有識者はちゃんと知っている。それは常識以前の問題です。

○政府委員(緒方信一君) 今御指摘のように、長の被選挙権を資格要件としたしております。その選挙権を持つ必要はない。従って住所要件はない。ただこれは、従来はこれは公選でございまして、たゞ任命をします対象といたしまして、こういう規定を作ったということでございます。そこでお話のように、その地域との結びつきでございまして、これにつきましては、やはりその公選で出ておられます長が、やはり公選で出ておられます議会の同意を得て任命するにございまして、その地域との結びつきという点についての判断は十分そこで行われるのじゃないか、かように考えます。それで十分じゃないだろうかと思ひます。そこで御質問の中にもございまして、ここに掲げてありますように、人格が高潔で、教育に關して識見を有する人、その公共団体の教育事務を担当するのにも最もふさわしい人という観点から、公選によりました長が、公選によりました議会の同意を得て選ぶのであるならば、何も必ずしもその住所要件というものにこだわることはないのでないか。もう少し広い見地から最も適当な適任者を選ぶということが、むしろ適正じゃないかと考えておられるわけでありませう。長の被選挙権というものを特にいたしましたのは、これはやはり県におきましますならば、知事に對等な、あるいは對等と申しますと言葉は少し悪いのでありますが、知事や市町村長等の資格と同じような資格を教育委員にも要求する、こういう観点から、

○矢嶋三義君 この点については、先定したわけでありませう。

中から、ぜひとも村の中に居住して、そうして被選挙権を持つておるものと限定をする、適當な教育長、教育委員が得られない場合が考えられるので、私はこういふように公共団体の長の被選挙権を持つておるもので、具体的に言へば、どの町、どの村からつれてきてもいいように書かれたものと思ひます。それで、さうだと私は推察しているのですがね。

○政府委員(緒方信一君) これは都道府県も市町村も同じこととございまして、市町村におきましておっしゃいましたので申し上げますと、これは隣り村に住んでおる人でも、その村の出身の方で、あの人が最も適任者だという判断を市町村長がいたしました、その方をお願いしていただくということもあるかと存じます。県の場合にもやはり同様のことが言えると思ひます。従ひまして(県の場合、教育長はどこからつれてきていいのだと)呼ぶ者があらず、教育長はごいせん、委員に……とにかく広い範囲から適任者を選ぶことができるようにいたしておることはその通りでございます。しかしその地域とのつながり、これは大事でございまして、しかし長が選ぶこととございまして、また議会の同意を得て選ぶのでございまして、その点は十分配慮されるものと考へております。ただいま矢嶋委員のお話のように、市町村の場合に教育長を委員の中から選ぶという場合に、結果的には今のような懸念が出てくると思ひます。この制度によりまして……

局長の意見も、木田地方課長の意見も、矢嶋の意見はやっぱりだと思ひていて、間違いない。それが政治的な取引で教育委員と教育長を兼ねさせる、こういう無理が実はこういふところへ出てきておる。あと幾らでも出てきておる。これは國務大臣、文部大臣としてのあなたの責任です。あなたの政治力の問題です。いかがお考えになりますか。局長の説明は要らんです。これは全国の有識者は、緒方初中局長が、教育委員会がある以上教育長はかなる者を任命しなげやうなぬかというところを、あなたがどういふ見解を持つておるかというところは、あなたが何と言おうと、全国の有識者はちゃんと知っている。それは常識以前の問題です。

とも可能になるということがあつたらきたのであります。あなたのおっしゃることとは逆でございます。

○秋山長造君 それは大臣は、知事や市町村長はどこからでも持つてこられるんじゃないか、それと同じことだところおっしゃるけれども……。

○國務大臣(清瀬一郎君) さようでございます。

○秋山長造君 ところが知事や、市町村長はどこからでも持つてこられるけれども、しかし問題は住民との結びつきの機会が与えられておるか、こういうことが問題で、それは知事や市町村長は、今度の任命制と同じように、どこからでも連れてきてもらふといふけれども、それは住民が選挙するのではなく、どこから任命されるのだ、こういうことになれば、大臣の議論はわかるのです。ところが知事や市町村長は、なるほどどこからでも連れてこられるかわりに、選挙という洗礼を受けなければならぬ。選挙をやらないでいかぬ。そしてそれによって、なるほどこの土地に住んでならぬ人だけども、しかし選挙を通じて、その住民から直接選ばれるという機会を持つことによつて、住民と結びつくわけなんです。そういう機会があるでしょう。

ところが今度の教育委員はそうではないでしょう。住民との結びつき、子を持つ親との結びつきはもうぶつたりタコの糸が切れるように切れてしまふわけでしょう。それで、公選制はなくなる。そうしてこの馬の骨……、馬の骨というのはちよつと取り消しますが、それは取り消しますが、どこの人かわからないような人を連れてきて、そして教育行政をやるのでしょ

う。一般の住民なり父母なりというのは、どういふ機会を通じて教育に対する発言をするのですか。自分の子供の教育に対する発言ができるのですか。その機会はないでしょう。住民は選挙というものを通じて発言ができる、市町村長や知事に対しては……。ところが一般の親や住民は、教育委員に対しては、教育というのに対しては、どういふ機会を通じて発言するのです。その結びつきがない、なくなる。

○國務大臣(清瀬一郎君) これもお取り消しには及びませんが、ぶつたり切れたというのは、私は言い過ぎだと思ふのです。直接選挙はいたしませんけれども、直接選挙を経た議員が同意するのです。直接選挙を経た町長がきめるのです。今任命という言葉が入りますが、これは選任であつて、何も昔のように中央政府から任命するものじゃない。教育委員は直接選挙を経た町村議会が同意するのでございませぬ。すなわち、子供の父母が選挙した人がこれをやるのであります。ぶつたりは切れてはおきません。それは直接選挙よりは間接にはなります。間接選挙という言葉は私は使いたくありませんが、やや間接選挙の体にはなつておりますけれども、ぶつたりは切れておきません。まだもう一つそれが悪ければ、村のお父さん、お母さんはイニシヤチブをとつてリコールができるのです。でありますから、ぶつたり切れた、よその馬の骨を連れてくるということじゃございませぬから、御安心願ひたいと思ひます。

うものは、リコールということだけでつながつておるわけですね、リコールだけで。リコール以外にはつながらないでしょう。リコールだけでつながつておるのだから、ぶつたり切れたといふのは言い過ぎだとおっしゃる。一体どういうリコールということとは、これは消極的なつながりでしょう。親はリコールというより安心したといふであつて、それでも安心したといふようなものではないと思ふ。それはむしろ逆に、リコールというのは、よくよく悪い人をやめさすという権利でしょう。しかし、それは悪い場合にやめさすこと以上の権利じゃない。そういうことより、親としては自分たちの気持を積極的に教育委員に代弁をさして、積極的に子供の教育をどんどんやつてもらいたい。そのために適任者を選ぶといふことが今までの公選制のことです。これはリコールということであつておるから、ぶつたりは切れておらぬとおっしゃる議論は、私はこれこそおかしいと思ふのですが、これはやはり何とおっしゃつても、第一レマン・コントロールというものを言われておる。これは今度の法案の建前においても貫いておるといふことを、文部大臣はおっしゃつておた。レマン・コントロールというものは、今度のようによつて、どこからでも適任者ならぬいいじゃないか、どこからでも連れてきたらいいじゃないかといふことによつて、レマン・コントロールといふものは薄らいでくると思ふ。どうしても遠方から来る。よそから通る、土地の人でない人が通る。なるほど学歴とか何だとかそういうより適任者では、あるいはいわるより適任者が

得られるかもしれない。しかしそのかわりに、町村の教育行政をあずかる教育委員としての適格要件の第一にあげべき、その子を持つ親たちとの結びつき、親たちの気持をどれだけよくのみに込んで、そして教育行政に生かしてくれぬかといふ、その点はこれはどうしても薄らいでくると。それ以外の学歴とか何とかいふようなことは、あるいはよそから連れてきた方が、その町内だけで、町内だけで選ぶ場合よりも、よりいい場合があるかもしれないけれども、親との結びつきという、その点だけについてはどうしても現行の制度の方が、それは法律によつて保障されておる。より強く保障されておる。だから今度のこういう建前をみると、どうも子を持つ親といふものの立場がおろそかに考えられておると思ふ。父母といふものをあまり信用されてない。子を持つ親に対する不信、信用しないといふ、不信の感情の現われです。こういうことの方が直接公選よりもいいといふふうにお考えになるのは……。任命の方が、親に直接選ばしたよりもいい人が選べるのだといふ考え方をそのものが、私は親に対する、父母に対する、地方住民に対する不信感から出発しておると、これは権力主義者特有の心理状態ですよ。国民を信じない、親を信じない、お上を信じておるの、官僚をより重くみるといふ私は考え方の現われだと思ふ。いかがです。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今のあなたの再質問は、私が初めの質問に答えたその補充的に述べた後段に重きをおいて再質問をされておるので、さらにリコールという方法もあつて国民に責

任を負うといつたのは、補充的に私が申し上げたことなんです。直接選挙によるつながりも一つでありますけれども、しかしながら、あなたのおっしゃる親、お父さん、お母さんが選挙した一体町村議員があるじゃないか、選挙した県会議員があるじゃないか、そのものの同意を得て町村長が、しかもその町村長、知事は、これもお父さん、お母さんの選挙した人なんです。この方法によつて父母とつながりがあるじゃないか、これを私は主に申し上げたのです。しこうして、民主主義の国において、国民とのつながり、なるほど直接選挙の方がそれは直接でよろしい。それまでを私はこれに言ひのじやありませんけれども、アメリカのような民主主義でも、大統領は間接選挙によつております。これは民主主義に反するのだれも言つておきません。この場合は間接選挙といふことは使ひませぬけれども、選挙によつて選ばれた町村長が、選挙によつて選ばれた町村会の同意を得て、そして選定するのであります。あなたはお上とか、官僚とか言ひますけれども、この選挙、選定には政府はちつとも容喥しないのです。全く自治体の機関が選ぶのでありますから、親を無視するとか、町村を無視するとか、官僚主義といふことじゃないのです。それだけは御了承の上、さらに疑義があればお尋ねを願ひたいと思ひます。

○秋山長造君 これは大臣とこの点について議論をするつもりはございませぬから、ございませぬけれども、私がお上とか官僚主義だとか言つたのは、別にあなたが町村の教育委員を任命するといふ意味で言つたのじゃない。そ

ういふものの方の現われだということをおっしゃるのです。父母や住民の良識というものを信用しない。

それからもう一つは、アメリカの大統領ということを言われましたが、これも議論をする必要はないので、アメリカの大統領選挙というものは、大統領の選挙権を一般選挙民が一般に選んで、そうしてその選ばれた選挙人が大統領を選挙するので、それが間接選挙、この選任方法というものは、その大統領の間接選挙とは違ひで、全然さういふ間接選挙でも何でもありません。大臣も局長もさういふ間接選挙だ、間接選挙だといふことをおっしゃるけれども、それはこじつけですよ。間接選挙でも何でもありません。

それからもう一つは、父母が選んだ、住民が選んだ町村長や町村民議員が選ぶのだから、何も変らぬではないか、ここのおっしゃるのですけれども、町村長や町村民議員といふものは、アメリカの大統領選挙の選挙人のごとく、これは教育委員といふものを選ぶといふことを目的にして、唯一の目的にして出た人たちがいいでしょう。これはほんとうの仕事のつけたりとして、つけたりしてただこゝろいう手続に参与するといふだけなのです。だからね、それは直接父母の直接選挙によつて選ばれた教育委員と、それから今度のような方法によつて選任される教育委員と、父母との結びつきの程度、糸の太さといふものは、それは全然違ひます。これは形容詞をつけられれば、ぶつ切り切れたといつてもあえて過言ではないと思ふ。どうお考えになりますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今はおなたの御見解をお述べになりましたが、私はそれは思いません。私も間接選挙じゃないけれども、それは断つておりません。その目的のための間接選挙ではないが、しかし間接選挙で選んだ人が相談をしてきめるという点において連絡がぶつ切り切れていゝものじゃない、私はさう申し上げたのです。何もここで言葉の争ひはいたしませんけれども、なるほど直接選挙よりは連絡が薄いことは認めます。それを私は言い張るのではありません。しかしながら適当な教育委員会を組織するためには、やはり国民が日夜接するところの町村教育委員なり県教育委員が介入して相談をして、町村長と意を通じて、これならこの村の教育委員によからうといふことをきめる場合には、やはりその村の父母あるいは父兄、それと全く無関係にやつたものだ、昔の視学官が官吏として任命されたものが出ていって世話をするという場合とはこれは違ひます。これは教育委員会のあり方としては、こゝろいふことも私は一つであらうと思ひます。直接選挙ばかりによつておらぬ制度もほかの国にもあることは私よりあなたの方がよく御存じであります。物事はまあ目的を達するのが第一で、直接選挙はやりでありますけれども、何もかも直接選挙でなくて、このくらの余裕をとつて間接に民意の反映といふことも合目的であれば、これも認むべしと、こゝろいふ私は意見を持つてゐるのであります。

○矢嶋三義君 ねえ大臣、いつも同じことを答弁されておつても、これは限りがないですね。これだけのことを私は耳に入れておきましょう。そして違ひ角度から一、二聞かせていただきませう。それは今だと各村の教育委員の人は自分の村のどこからか自転車に乗つて、そして教育委員会に行つて子供の教育行政を責任をもつてやつてゐるわけですよ。これではさうと、隣の町、あるいは隣の村から教育委員の人が自転車に乗つてきて、そして子供の教育行政をやられるわけですよ。それだけ違ひてくるのだ。私は都道府県の場合には、これはほとんど実害はない、関係はないです。問題は市町村の場合です。村の中から自転車に乗つて、そして教育委員会へ行つて仕事をすると、隣の村から電車やあるいは自転車で会議のあるときだけやつてきて、そして仕事をやるのとは、その住民の結び付き、それから感情、住民の立場から言つてさういふ違ひは味わいのものになるんですよ。これはもう明々白々たることです。それで私は今度は違ひ角度から伺ひますが、初等中等教育局長、あなたに伺ひますが、現行法における教育公務員特例法の教育長の資格要件を落したのはどういうわけですか。この角度からちよつと聞いていきます。

○政府委員(緒方信一君) ただいま前段におつしやいましたことではありますけれども、この法律の四条は、その村の人を教育委員に選ぶといふことは何にもここに支障はないのであります。今例にお引きになりましたように隣の村の人でもできるということなのです。でありますから、それは先ほど秋山さんもおつしやいましたように、それはその村に居住、選挙権を有するといふ要件がなくても、そのほかの観点からその村の教育行政につきまして、高い見識と識見で大所高所から適正な教育行政をやり得るといふ人を判断をして、それが任命できるということでありませうから、一つ御了承いただきたいと思ひます。

それから次に教育長の資格要件の問題でございますが、これは現在の教育公務員特例法に規定しておりますが、この規定を整理法で整理いたしました。これは教育長の選任方法が改まりましたので、これに従ひましてこれは整理いたしましたのでございませう。資格要件を必ずしも今規定しておりますように形式的に、たとえば学歴がどうであるとか、あるいは一定の単位をとつていなければならぬとか、あるいは教育に関する職務に何年以上従事していなければならぬ、こゝろいふような形式的な資格要件をつけるよりも、むしろこれは教育長という職分から申しまして、教育に關しまして十分識見を持ち、その知識がなければいかぬのでございませうけれども、また一面、教育長の仕事といふものは豊富な行政の経験、識見といふことも必要でございませうから、さういふ観点を総合的に勘案しまして、それぞれの教育委員会に適任者を選ぶ、こゝろいふ制度をとつた方がより適任者を選ぶことができると思ひますので、さういふ観点からいたしまして、この教育長の選任方法も改まりましたので、教育公務員特例法の整理をいたしまして改正したわけでございます。

○矢嶋三義君 さういふことを言ふと、また大きい声を出さなければならぬ。こゝろにも教育監視の、教育を冒瀆する私は考え方があつたと思ふ。一体今まで助役を教育長として認めてきた、こゝろいふことは教育監視の考え方ですよ。大体一國の文教政策といふものを政策的な立場からのみ考えるからこゝろいふことが出てくる。考えてごらん下さい。ある町ある村において、相當の学問をし、教育職員としての経歴を持ち、りつぱな識見を持つてゐる、さういふ学校長以下の教育職員を……、なかにはりつぱな助役さんもおりました。さういふ助役に教育長を兼ねさせたい、こゝろいふのは現行教育委員会法の立法精神をじゅうりんとしているものであります。それがさらに今度は経過規定である程度いくわけですが、教育長の資格要件を落したといふことは、これはやはり教育監視の考え方から出てきておる。さらにどうしてこゝろいふものを落さなければならぬかつたかといふことは、質問してゆけば理由がはつきりしてくると思ひます。教育委員といふものは政治的手腕も必要でございませう。教育長の一番重要な要件といふものは、何といつても教育全体の専門的識見を持つてゐるということですよ。これが一番重要な要件です。従つて現行ではなんでもし、教育長の資格は「学士の称号を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に関する職に就いたこと」とか、あるいは「二年以上、校長、指導主事、社会教育主事その他の文部省令で定める職員の職に就いたこと」とか、「教諭一級普通免許状を有し、云々」といふ、要するに専門職としての資格が規定されてゐる。これは全部落した。この落したのもこのままでいいかどうかは私は若干意見を持つてゐますが、それは

○湯山勇君 十一條ですよ。
○政府委員 緒方信一君 付則の方からごらんいただきますが、これは助役が兼任できるという規定でございます。そこで市町村の教育委員会におきましては、十六条三項によりまして、委員の中から選ぶということでございます。で、経過規定といたしまして……

○湯山勇君 十一條です。
○政府委員 緒方信一君 そこで先ほど申しました財政措置の問題でございますけれども、助役が兼任をいたしなくても、その助役につきまして、これは財政措置が必要でございます。もしし

も助役でなくて専任の教育長を選ばなきゃならぬということにいたしました。場合によっては、その専任の教育長に対しまする財政措置が必要でございます。すのこの年度一ぱいは助役兼任という原則を認めていく、例外的なこれを認めていくということでございます。

○湯山勇君 それは財政的な問題はわかりました。しかしやはり十一一条との関係がわかりません。(そうなんだ、そこなんだ)と呼ぶ者あり。現在在任している助役の教育長は、九月の三十一日限りやめなければなりません。それから経過措置の中において、経過期間中においても、助役がかりに経

過措置によって委員以外の教育長として任命された場合も、都道府県教育委員会会の承認を得て任命された場合も、九月三十日にはやめなければなりません。そういうことがちゃんとこれに書いておるわけです。だから実際は教育長の助役の教育長兼務の期間がたとえ三月まで延びたとしても、この経過措

置によつて認められてないのですから、九月三十一日以降の助役の兼務ということは認められないのです。そういうことはあり得ないわけだ、この法によつてですね。だから実際はそれは財政上の措置で、三十二年三月三十一日まで助役を兼務することができるとはなつておるけれども、経過措置十一條によつてそういう事実は九月三十一日以降ないわけですね。こういうことになるわけで、これは有名無実だといふことを申し上げておるのです。

○説明員(木田宏吉) お答えいたします。前段は湯山委員の御指摘の通りでございます。この経過規定の附則十一條によつて、助役で教育長を現在兼ねておられます一応九月三十日までおしまいということになつております。(湯山委員)途中で任命した者も同じだ」と述べ、途中で任命した者も同様でございます。整理法の一條で自治法の附則六條を改めまして、これは昭和三十三年三月三十一日までの間に限り、助役を委員以外からでも委員になつてないのですけれども、助役を特別に本年度中兼ねることができ、兼ねさせることができます。その場合には市町村の教育委員会は都道府県の教育委員会の承認を得て任命するのだと、これは新たな行為として考えておるのでございます。ですから、現在兼ねておられます者は一応九月三十日まで全部切れまされども、本年度に限りましては、この自治法の附則六條の特別規定によりまして兼ねさせる場合には、あらためてここに書いてあります任命行為手続をとりまして、本年度中兼ねさせることができる、こういう趣旨でございます。

○矢嶋三義君 それね、教育監視の考え方だと言ふのだ。なぜそんなことをするのですか。具体的に、私が今助役で教育長になつていると、私は九月三十日にやめなくちゃならぬ。そうしてまた十月一日に、来年の三月三十一日までという条件で、私はまた教育長になれるのですか。それでよろしい、地方課長。

○説明員(木田宏吉) そうです。○矢嶋三義君 なぜそんなことをするのですか。これだけを改正するならば、九月三十日になつたらあと教育委員の中の一人を教育長にするというなら、それでないか、その理由は。

○政府委員(緒方一君) それは先ほど申しましたように、財政的な措置が十分でございます。本年度一ぱいはこういう特例を認めていこう、こういうことでございます。で、来年度からは本則に帰つて参るわけでございます。本年度一ぱいはこういうことにいたしましたのであります。

○矢嶋三義君 それね、教育監視の考え方だと言ふのだ。なぜそんなことをするのですか。具体的に、私が今助役で教育長になつていると、私は九月三十日にやめなくちゃならぬ。そうしてまた十月一日に、来年の三月三十一日までという条件で、私はまた教育長になれるのですか。それでよろしい、地方課長。

○説明員(木田宏吉) そうです。○矢嶋三義君 なぜそんなことをするのですか。これだけを改正するならば、九月三十日になつたらあと教育委員の中の一人を教育長にするというなら、それでないか、その理由は。

○湯山委員 あなたの方のおっしゃることとは本末転倒しておると思ひます。これはこの法律を実施するための整理ですから、よろしくございませうか、この法律を、つまりこの組織運営に関する本法を実施するためにこの関係法を整理したわけですね。これはわかりませう。そうすると、こちらが主です。中心は本法です。本法のどこを探して、九月三十日以降助役が教育長になつてもいいところがあるんですか。整理法でもって本法を拘束するなんという事はできないですよ。どこにありませんか。

○説明員(木田宏吉) ただいま湯山委員の御指摘の通り、本法では九月三十日までには全部旧体制を切りかえてしまふという建前になつておるのでございませう。そこで自治法という別法律体系の、これは附則ではございませうけれども、そこに特例規定を掲げたわけでございます。自治法で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六條第三項の規定にかかわらず、当分の間、助役が教育長を兼ねられるとなつておりましたのを、本年度限りで縮めてその特例措置をした、こういうわけでございます。

○湯山委員 これも非常に無理な解釈で、それだけの間助役がなる可能性はあるといふことをきめておるわけですね、自治法では。だから、その可能性

があるといふことは否定してありません。しかし、その可能性の中で、これだけやるかやらないかといふことは本法で定めるのです。これは間違いないです。けれども、それはもうはっきりしておりますから、もうこれ以上聞きません。

○安部キミ子君 私は第四條についてちよつとたゞしおきたいことがあります。先ほど委員の資格及び――委員がやがて教育長にもなれる可能性があるのではありませんか、その委員の資格については、先ほど矢嶋委員から質問がありまして、私の心配の一部が解けたのであります。しかし、この委員をきめるについては、地方の公共団体の長が議会の同意を得て任命するといふことになつておられます。そうしますと、委員になつたといふふうな野心のある人はですね、いろいろな形で運動が行われてくるのじゃないか。極言すれば、賄賂、汚職といふふうな思ひがある、こゝろいふふうに思ひます。その点、大臣及び局長はどういうふうに考えていらつしやいますか。

○政府委員(緒方一君) これは任命いたしましたのは長でございますから、長の公正な判断によつて、ここに掲げてありますような条件でもって、まあ任命するわけでございます。で、さうな運動とかいろいろな請託等をいれて任命するといふことは、これは法の趣旨に沿わないことに相なります。従いまして、まあいろいろとそういうことが実態としてあるかもしれませんけれども、この法律といたしましては、この法律の制度といたしましては、長が公正な立場から適正な人を任命するこ

とをまあ期待しておるわけでございます。まあさういふお答えするほかは、この法律の制度としてはさうに相なつてくるわけでございますから、御了承いただきたいと思ひます。

それからさらに、立ちましたついでにはなほ恐縮ですが、先ほど湯山先生のお話になりましたこの整理法の第一條の規定でございますが、ここにありますように、「(当分の間)」を要えまして、三十一年度一ぱいはですね、任命することができると、まさに可能性を、可能であるといふことをきめてあります。これはしかし十六條第三項の規定にかかわらず任命することができるといふことですから、委員の中から選ばなくてもいい。それを選ぶか選ばぬかは、これは教育委員会で行ふこととでございます。

○荒本正三郎君 先ほどから問題になつておりました教育委員の選任条件、これにつきまして私は一点だけ伺ひしておきたいと思ひます。それは、それは、今度の規定で、地域の住民から必ずしも任命しなくてもいい、日本全国どこからでも教育委員を任命することができると、この問題でございます。で、先ほどの説明では、さういふ広いところから選んだ方が適任者を得ることができると、教育委員としてふさわしい人を得やすい、という理由があげられたわけでございます。私はその点はですね、抽象的には認めます。しかし今日教育委員の諸君がまあ一番苦労しておられるのは、やはり教育予算をどうして獲得するかという点にまあ一番の努力が払われておるのであります。で、今日教育委員が、この地方

とをまあ期待しておるわけでございます。まあさういふお答えするほかは、この法律の制度としてはさうに相なつてくるわけでございますから、御了承いただきたいと思ひます。

財政の苦しい中から教育予算を確保するといふためには、なみなみならぬ努力をしてもらいます。こういう努力はどうか、やはり第一に、公選された委員であるということが大きな理由であります。自分たちの住んでいる地域の子弟が行く学校である、自分たちの学校である、そういう学校に対する愛着、それ、あるいは地域に対する愛着、そういうものが教育に対する非常な熱意となつて、そして教育委員が苦しい非常な努力をして、教育予算を獲得しておる。こういうのが私は現状であると思ふのです。今度の法律では、「人格が高潔で、教育、学術及び文化に關し識見を有するものの中から、」これは非常にけつこいことです。しかし今日私は非常に大事なことは、教育に対する強い熱意、それが私は非常に必要な点じゃないかと思ふのです。そういう点から考えると、地域住民でなしに、広くどこからでも持つてこられるのだ、こういう考え方はやっぱり間違つておると思ふのです。私はやはりその地域の中から選ぶことによつて、選ばれた教育委員が、任命された教育委員が、やはり自分たちの地域の学校に対する愛着、地域に対する愛着として非常な熱意を持つてくると思ふのです。それをどこからでも持つてくるといふことになる、そういう熱意はだんだん薄れてくる、こういうことを心配するのである、そういう点について、この法を作るときに考慮せられたかどうか、そういう点を私は一つだけ承わつておきます。

○政府委員(緒方信一君) 先ほども申し上げましたけれども、ここで「長の被選挙権を有する者」の中から任命するといふことにいたしましたけれども、これはもちろんその都道府県、市町村の住民である人を選ぶことは、一向これは制限はないわけでありまして、従ひまして、そのほかからも適任者があれば選ぶことができるというふうにお考えいただけますならば、ほかから選ばれた、ほんとうに教育に熱意のある、識見のある適任者があつた場合に、長が広く選ぶことができるわけでございますので、それはもちろん大部分はその市町村の中から、あるいは都道府県の中から選ばれると思ひます。でございますので、教育の予算のみならず教育全般の振興につきまして、その都道府県なり市町村の教育事務につきまして、真剣に、親身になつておやりになるような人を長は選ぶものだ、かように考えます。何かほかからだけ選んで構成されるのじゃないかというふうなふうに考えますと、今のようなお考えが出るかと思ひますけれども、これは「長の被選挙権を有する者」の中から選ぶことができるということでございますから、私は実際として、やはり中核になるのはその町村から、あるいは都道府県から選ばれるということが実現しないかと思ひますけれども、さういふことは、次に移るようになります。

○委員(加賀山之雄君) いかでございましょう、次に移るようになります。秋山長造君、私、先ほどからお尋ねしておいたことがちよつと中断しておりましたけれども、もう一点だけお伺いいたします。

文部当局にお尋ねしますが、四条件の被選挙権、この教育委員の資格要件をおきめになる場合に、従来、任命制にしても何ら差しかないか、現に公安委員なんかは任命制で何ら不都合はないか、都道府県の公安委員の例をばし、都道府県も局長も御引用になつておつたので、今度の四条件の資格要件の規定をお作りになる場合に、都道府県の公安委員の資格要件を御参考になされたかどうか、これが第一点のお伺い。と申しますのは、警察法に格別には、やはり「当該都道府県の議員の被選挙権を有する者」というふうに、要するにその県内の住民でなければ公安委員にならぬという規定があります。ところが、今度の教育委員については、県外からとんとん選ばれるといふことになる、まあ県外から選ばれる、そしてなおかつ県外からも選ばれる、ちよつと私はまあどんなに考えても、ちよつと私はあまり明け過ぎじゃないかと思ひます。か、行き過ぎじゃないか。その点が第一点です。

それから第二点は、日本全国どこからでも選ばれる、特に都道府県の場合なんかはそういうことが現実に取り得ると思ふのですが、さうすると、今度の法律で文部大臣は、あるいは指導、助言、援助、あるいは連絡、調整、その他の権限を持たれるわけですから、そこでお伺いしたいのは、都道府県の教育委員、主として都道府県の教育委員ですが、この教育委員の選考に當つて、文部大臣あるいは事務的には文部省が関与してもかまわないのかどうか。することができるといふのかどうか。その点、二点お伺いします。

○政府委員(緒方信一君) 前段の公安委員の選任の資格でございしますが、これは御指摘の通り、公安委員会は「議会の議員の被選挙権を有する者」といふことになつておりますので、本法案の立て方と違つております。これは十分前例はいろいろ調べてみたのでございしますけれども、教育事務につきましては、先ほどから申し上げますように、やはり広く人材を求めたい、ということが必要であらうと存じまして、特に長の被選挙権、知事、市町村長を選ぶに於いての同じ資格要件、こういうふうなことを考へまして、特に公安委員会とは區別をして規定をしたわけでございます。今人事委員会の方につきましては、御承知のように、これはさういふ規定はございません。

それから後段の御質問でございしますが、これは関係ないと思ひます。秋山長造君、関係ないと思ひます。おっしゃるの、これは私の質問に対する答弁にならない。関係ないのかどうか。する意思がないといふことではない、しようと思へばできるのかどうか、さうお尋ねしてゐるので。

○政府委員(緒方信一君) これは個々の委員の任命につきまして、文部大臣がそれに關与することはできない、さういふ趣旨でございします。

○委員(加賀山之雄君) それでは五、六条、一緒にやつていただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 五、六条ですが、その答弁するときに、これは簡単に四、五、六の三項を答えておいて下さい。私は第一回の教育委員選挙に立候補した経験を持つてゐるのですが、あのときの教育委員会法には、さういふふうには何人以上同一の政党に所属してはならないという規定があつたと思ふのですが、その後その規定は消えたわけですが、あの消えたのはさういふわけだったのか、ついでにそれだけ聞いておきたいと思ひます。確かに、第一回の教育委員選挙のころは、同一政党の者は何人以上になつてはならぬという規定がございました。

それから第五、六条、さういふ条文解釈は、何ですか、第二項「委員は、再任されることができない」といふことは、再々任もできないといふことを意味するのでしょうか。さういふふうな解釈するのが正しいでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) 今の前段の御質問でございしますが、私ちよつと一番最初のことを知りますから、調べてさういふ制限があるのはちよつと奇異に感じますけれども、調べましてお答えいたします。

それから後段の方は、その通りでございます。

○委員(加賀山之雄君) 第六、七条、秋山長造君、この兼職禁止の規定は、現行法の第十條と相当様相を異にしてあります。現行法の規定では、教育委員といふものは、今度の新法によつて兼職を禁止されておる者以外に、国会議員、あるいは国家公務員、あるいは地方公共団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公務員、さういふものも兼職できないことになつておる。ところが、今度の新法によりまして、さういふものは全部被

けておりますから、国会議員や国家公務員等は教育委員と兼職ができるという解釈ができるのですが、そういうふうな範囲を広げられたのは、これはどういふ理由ででしょうか。

○政府委員(緒方信一君) 新法の規定でございますが、これは特にこの教育委員会というものが地方公共団体の機関でございますから、地方公共団体の関係につきまして特にここに規定をいたしておるわけでございます。国会議員につきましては、これは国会法の規定がございまして、兼職は禁止されております。それからまた国家公務員につきましては、これは国家公務員法の関係でそれぞれ措置がございまして、ここには特に規定をいたしておりません。大体この規定は、公安委員会の規定と同じような形によつて、前例によりまして規定をいたしたわけでござい

ます。

○秋山長造君 では、国会議員も国家公務員も、これは本法でなしに、それぞれの国会法なりあるいは国家公務員法なりの規定によつて禁止措置がとられておるから、だから、ここにはあらためてうたわなかつた、こういうふうにして了解してよろしゅうござい

ますか。

○政府委員(緒方信一君) 国家公務員につきましては、国家公務員法の方でその措置がとり得ますから、規制がございまして、これには規定してありません。国会議員につきましては、これは兼職禁止といふことははっきり国会法に書いてござい

ます。

○秋山長造君 現行の国家公務員法にそういう規定があるのですか。その点ちよつと、公務員法の何条にあるのかお知らせ願ひたいのです。

○政府委員(緒方信一君) いや、私が申し上げておりますのは、百四条の規定によりまして、兼職をいたします場合にそれぞれ「所轄庁の長の許可を要する」、こういう規定がございまして、これによりまして規制がござい

ます。で、特にこの法律には書かなかつた。この法律には、特に地方公共団体の関係でございまして、地方公共団体の常勤の職員につきましては兼職禁止といふことははっきり書いた、こういうふうにして申し上げておるわけであり

ます。兼職禁止の規定が国家公務員法にあるといふふうにして説明しておるわけにござい

ません。国家公務員法の方で許可を監督長がするといふことになつておりますので、それによりまして必要な規制がござい

ます。かように申し上げておる次第であります。

○秋山長造君 この点は、今おっしゃつた国家公務員法の百四条の規定は、これは地方公共団体の含むんですか。地方公共団体の含まないのですか。一般民間の、いわゆる民間の事業団体の役員その他をやる場合の規定じゃないですか。

○政府委員(緒方信一君) これは「営利企業以外の事業の団体の役員」と

ずつとありまして、「その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うに」とも、とござい

ますので、含むものと解釈いたして

おります。

○秋山長造君 この点は、はつきりしておいていただきたいと思ふのは、現行国家公務員法ができたのは二十三年

です。ところが、この兼職の制限の規定、現行法の第十條は、昭和二十五年の法律第六十八号によつて改正されて

いるのです。だから、そのとき

には国家公務員法というものはすでに

あるのです。この百四条というものが

おつしやるような解釈ならば、現行法

においても第十條にこういうことをうた

わなくてはならぬと思ふ。それが

かといふことを考へるのです。それが

一点、百四条の規定は、これはもし

局長のおつしやるようならば、地方公

共団体といふことを含むのですから、

これは当然この中に地方公共団体その

他いかなる事業団体とか、何か書いて

あるはずなんです。これはやつぱり

ここで、この百四条が主たる規制の対

象にしておるのは、営利企業はもちろ

んでないけれども、営利企業以外の

事業団体。だから、公共団体といふ

のとはだいたい離れたいろいろな民間

団体のこと。だから、ここに地方公

共団体のたとえば教育委員会なんかを

含むといふのは、どうもこれは間違

つていふところがある。どこかほか

にも少しあるのじゃないですか。もう

少しはつきり規制されている条文があ

るのじゃないか。なければ、ちよつと

現行法と照らし合して何か間違ひじ

やないかといふように思ふ。

○政府委員(緒方信一君) 国家公務員

法第百四条の解釈は、間違ひないと思

ひます。国家公務員が営利事業等のほ

かに、地方公共団体の事業に勝手に従

事することができるといふことはおか

しいのでございまして、これはやはり

許可を要するといふことが必要だろ

うと存じます。その趣旨から申しまし

ても、これは解釈には間違ひはないと

存じます。そこで今度の新法案の立て

方は、公安委員会あるいは人事委員会、

警察法なり地方公務員法の立て方を

そのまま持つて参りまして、その型に

らつて規定したわけでござい

ますから、その点御了承いただきたいと思

ひます。

○秋山長造君 まことに恐縮ですけれ

ども、もう一回だけ。今の点は、法制

局も見えておられるのですが、法制局

の方の御見解も同じかどうかというこ

と、それから第二点は、さらに現行

法には、「その就任について国会又は

地方公共団体の議会の選挙、議決又は

同意を必要とする国家公務員及び地方

公務員」と、こうあります。この点

も今度の新法においては同じように規

制されておるのかどうか、その二点を

念のためお伺ひいたします。

○政府委員(野村新一君) 国家公務員

法の百四条の解釈は、先ほど緒方局長

が申された通りと思つております。

ただいま御指摘の後段の方、すなわ

ち「議会の選挙、議決又は同意を必要

とする」云々といふのは、これはいわ

ゆる特別職の職員といふことになる

と存じます。これにつきましましては、

その選任の「選挙、議決又は同意、そ

ういふ点でそれぞれの法令により調整

できると、そういうことに解すべきも

と存じております。

○秋山長造君 今おつしやる法制局の

方の御解釈は、選任に當つてそういう

点は規制されるだろうという話なん

ですが、私のお伺ひしているのは、そ

ういふ運用の上での話でなしに、それ

を規制する規定がどこにあるかとい

うことをお尋ねしておるので、関係

条文をもつてお示しただければ、もう

これで私の質問は済むのです。

○政府委員(緒方信一君) ちよつと私

からも申し上げます。この現行法の十

条におきます議会の選挙、議決また

は同意を必要とする公務員につきま

しては、いろいろございまして、けれ

ども、その地方公共団体の常勤の職員、

これに對しましては明らかに兼職禁止

が新法で出て参りますので、常勤のた

とせば副知事とかといふことに相なり

ます。それから実地といふたしまして

は、今お答えのございましたように、

議会の議決、選任でござい

ますので、その点から実質的な規制が

できると思つております。

○説明員(木田宏君) 現行法の十

條につきましましては、ここに就任に

ついて議会の選挙、議決、同意を必

要とする公務員と、こう書いてあり

ます。今の法律では大体「地方公共

団体の執行機関として置かれる委員

会若しくは委員」といふのが、お

おぼえなれに該当するのでござい

ます。で、それ以外にも、現行法の

通りのことでは、公共団体に執行機

関として置かれる委員若しくは委員

以外にもあるかと存じますけれども、

外にもあるかと存じますけれども、

中身は、大体規定しようとする趣旨

は、同じことを議員外のことに

ついて、ちよつと行政委員会の委員

といふことを主眼にして考へておる

ものでござい

ます。

○秋山長造君 これは事実問題です

から、重ねてお伺ひするのですが、

その「地方公共団体の議会の選挙、

議決、又は同意」云々といふ場合は、

今の御返事でわかりましたけれども、

ところが、国会の選挙議決、同意を

必要とする者との兼職を現行法では

禁止をしておるのです。新法でそれ

を禁止する規定はどこにあるのです

か。その点が私のお伺ひしたいこと

な

それからついでにお伺いしておきます。もう一点は、新法の二行目に「委員会の委員若しくは委員」ですね、委員会の委員でなしに単なる委員、単なる委員というのを書いたのは、これはたとえ監査委員というようなのをさしておるのかどうか。

○説明員(木田宏君) あとの方のお伺いは御指摘の通りでございます。委員と申しますのは監査委員でございます。

それから国会の議決を要する職員につきましては、これは私全部を承知しておるわけではございませんけれども、文化財保護委員会の委員でありますとか、国の行政委員会の委員等、そういうものが多々あるかと思ひます。しかし、それらにつきましては、先ほど国家公務員について申し上げたと同様に、それぞれの関係法規に国の職員としてゆだねたわけでございます。今回このように規定いたしましたのは、地方公務員法や警察法にならなして、地方公共団体の職を中心にして書いたものでございます。

○秋山長造君 それでいいのですね、そういう人の兼職はいいのですね。

○説明員(木田宏君) それは国会で議決を要する職について法律の規定がございまして、それぞれの規定によって規制をされることとお考へておるわけでございます。

○秋山長造君 考へてゐるでなしに、これは現にそういうふうに規制されてゐるかどうか。

○説明員(木田宏君) 規制されております。

○委員長(加賀山之雄君) いいですか。——一章をやっておりますが、続

いて七条、八条、九条、十条「罷免」、「解職請求」、「失職」、「辞職」、大体こういうことでございますが、一つ御一緒に質疑をどうぞ。

○荒木正三郎君 この第七条、罷免の条項であります。これについて私は、地方公共団体の長が委員を罷免する場

合について、条件として「心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合」というのが一つあります。それからもう一つは「委員たるに適しない非行がある」と認める場合において

は、「特に私は委員たるに適しない非行がある場合、これは非常に抽象的であつて、長の主観というものが非常に入ってくる、そういう心配があると思ひます。ですから、「委員たるに適しない非行」ということは、相当はつきりしておかなければ、乱用される結果が起つてくる。長の主観によって左右される点が非常に多いと思ひます。そういう点で、この法律の文面からだけ、非常にこれが政治的な理由によつて利用される、そういうことが懸念されるわけです。そういう場合困るわけで、これについて立案者の方で何かある一定の解釈というものを持つておるかどうか、聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) この非行というものは、これは常識的に考へましておのずから定まるところがあると存じます。特にこの第七条の規定におきましては、長が単独でやるのじやございませんで、議会の同意を得て罷免をいたすことに相なつております。で、非行につきましてもいろいろ規定が従来の現行法にもございまして、たとえば公務員の懲戒の事由等にも非行という

ことがあつております。これはそれ以上の詳しい基準というものは具体的にはなかなかきめていくものでございまして、これはやはりそれを取り扱う人の良識によりまして、特にこの場合には議会の同意を必要といたしますから、おのずから定まるところがあると私は存じます。

○荒木正三郎君 それでは具体的にお尋ねをいたしますが、たとえば今度の任命制による教育委員の場合は、政治活動等については若干の制限があるわけですね。そういう場合です。この制限もはつきりしてないわけですね。積極的な活動をしてはならないというふうな規定であつたと思ひますが、そういう場合、積極的に政治活動をやつたというふうな場合は非行の中に入るのかどうか。

○政府委員(緒方信一君) これもケース、ケースの認定の問題でございますから、今ここでどれくらいのものかどうだということとは、なかなか申しにくいと思ひます。ただいまおあげになりました十一條第五項でございますが、この制限の違反はあるいは職務上の義務違反ということに相なるかと存じますけれども、それはやはり度合いによつてきまるところであらうと思ひます。そのケース、ケースによつて長が判断し、議会の全体の良識によつてきめていく、こういうことであらうと存じます。

○荒木正三郎君 しかし大体の標準がなければならぬと思ひます。先ほど矢嶋委員は、教育委員の際に、いろいろおもしろい例をあげてお尋ねになりました。私はやはり大体の標準というものが考へられておらなければならぬ

と思ひます。こういうことはきめられないのだ、限界がむずかしいんだというふうなことであれば、これはやっぱ非常に悪用される。長が、この教育委員は最近好ましくないというふうになればですね、ちよつとしたことで罷免をするというふうなことが起つてくると思ひます。やはり大体の基準というものがなければならぬと思ひます。が、政府としてはですね、大体の標準というものを考へておるのかどうかですね、全然ないのか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 今おっしゃいますのはこの非行の標準でございます。○荒木正三郎君 そうそう。

○政府委員(緒方信一君) これは「委員たるに適しない非行」でございますから、それは事実としてはいろいろございまして、贈収賄をやるとか、こういうことをやればおそろく委員たるにふさわしくないことであらうと存じます。そのほか、それはいろいろと教育委員として、その都道府県なり市町村の教育委員といたしまして、ふさわしくない非行と申しますならば……

○荒木正三郎君 どういうことか、一つ例をあげてもらいたいと思ひます。どういうことか……

○政府委員(緒方信一君) 一々ここに事実を申し上げるといふことは、これはむずかしいことだと存じます。現在の、先ほど申し上げましたけれども、いろいろな規定にも、たとえば公務員の懲戒の事由としても、「非行」、全体の率仕者としてふさわしくない非行、こういう規定がございまして、教育委員としてふさわしくない、適しない

非行ということでございますならば、その具体的な事実が即しまして、それがふさわしくない非行であるかどうかということはおのずから判断ができる。しかも、それも長が一人で定めるのではなくて、議会の同意を得ることでございますから、これは私がここでこれこれのことと申しますと申しましても、その事実によつて具体的に判断されることと考へます。

○荒木正三郎君 それではですね、今お話がありました公務員ですね、公務員が公務員たるにふさわしくない非行があつたときには罷免されるというお話がございまして、今までにそういう実例がございまして、公務員で公務員としてのふさわしくない非行、そういうものが罷免されたというふうな例がございまして、それをあげてもらうと、大体非行というものがわかつてくるわけでありまして。

○政府委員(緒方信一君) これはあると存じますけれども、ここで私その事例をあげる用意もございせんし、これはいろいろな態様があると存じます。でございますから、この第七条の非行と申しますのも、これは常識的に私は判断いたしました、非常に人格的に破廉恥な行爲があつたとか、先ほど申し上げました贈収賄というふうなことがあつたとか、いろいろあると存じます。教育委員としてふさわしくない非行でございますから、これはそれによりまして、そのときと場合々々によつて十分判断がついていくことであらうと思ひます。

○荒木正三郎君 私はこういう問題で、たとえば教育委員を任命するときに共産黨員であるということがわから

なかった。ところが、任命してからさういふことがわかつてきた。これはやめさせなければならぬというふうに長が考へる。そういう場合にですね、やめさせる理由がない。そこでこういう条件を適用してさうしてやめさせる。

私はさういふ例はですね、前にあつたというのを聞いておるわけなんです。まあさういふふうには、さういふことはですね、非常に抽象的であつて、非常に乱用されるおそれがあると思うんです。さういふ乱用された場合の救済規定というのは、どこにあるんですか。

○政府委員(緒方信一君) これは乱用されるかされないかというところでございすけれども、まあたとえば現在の公安委員会、警察法の四十一条でございすけれども、公安委員会におきましても全然同じ規定をいたしてございす。委員たるに適しない非行があつた場合に罷免の事由に相なります。しかし今日までこの条件を乱用して不当な罷免が行われたという事は聞きませぬ。おのずからこれは常識的な運用が働いていくものだとも考へております。

○荒木正三郎君 この第七条の第五項に「その意に反して罷免されることがない。」さういふ規定がございす。ところがですね、その意に反して罷免されることがあることがあり得ると思ふんです。これは地方公務員でも国家公務員の場合でもですね、その意に反して罷免されることが、さういふことが実際に起つておるわけがございす。ですから、その意に反して罷免されないというふうに規定されておりましたけれども、実際にはその意思に反し

て罷免される、さういふ場合が起ると思ひます。さういふ場合の救済規定ですね、救済規定、これがこの法案には全然ないわけなんです。これはどういふふうに考へておられますか。

○政府委員(緒方信一君) ただいま、公務員についても意に反して罷免されないという規定があつて、それに反して行われておるといふことでございすけれども、まあこれは、この第五項は保障の規定でございまして、以上にあげましたような事由以外にはこれはその意に反して罷免できない、ここで身分保障の規定を立てたわけがございす。これが不当に意に反して罷免されるようなことに相なりますと、教育委員会の中立性、安定性ということに欠かすので、特にこれは第五項のような身分保障の規定をあげたのでございす。これは議会の同意を得て罷免をするということになつてございす。先ほどから申し上げますように、長が長の恣意によつて、かりに恣意によつてやることとしたとしても、それは不正の保障ということが、議会の同意ということによつてそこに一つあると存じます。

○中川幸平君 議事進行。昨日の理事会において本日の逐条審議は一章およびその一時間の予定でやるといふようなことを、委員長から報告がありました。が、質疑の状態を見ておりましたところ、一般質疑の際に述べた事柄を非常に繰り返して審議をやつておられるように、状態が感じられますが、委員長におかれてはなるべく進行するようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長から、きわめて合理的に、反復しないように質疑されることを、前から希望し、皆さんに要望をいたしておる次第。ただ一章一時間と申しましたのは、私の皆さんに対する要望でございまして、これは理事会において最後的にそれでいいというふうには実は確認されなかつた。委員長としては残念でございすけれども、これは阿方の御意見が一致しないものから、ただ自民党におかれては、その心組みならばさういふ逐条審議に入らうということをご承知しておるんでございまして、その点だけははつきりと御報告申し上げます。

○矢嶋三義君 ただいまの発言について……自民党さんの方から議事進行の発言がございしましたが、私も昨晩の発言がございしましたが、ともかくできるだけダブらないように、良心的に逐条審議をしよう、さうしてこの法の不明な点の解明をはかり、法成立後の運用に當つて支障のなきよう、立法院としての審議権によつてその使命を果さる、さういふ立場で発言したわけであつたわけであつた、まあ大臣の出席が、おくれとちよつと足踏みした時間があつたけれども、きわめて良心的に必要な審議をしていくつもりです。自民党さんにしてもいろいろの考へはありましようけれども、そのような質疑をしないままではこの法律を通過成立させようというふうなことは、私はおそれるさういふことはお考へになつていないだらうと思ふ。さうお考へになつていないとなれば、これは私は重大な問題に相なつてくると思ひます。今荒木委員の質問中ですが、私も今までの態度を堅持して、委員長と委員会運営に協力して、たすべき点をただして参

りますので、さういふ議事進行の発言を御遠慮いただきたい。さうして一分間でも多くわれわれに質疑の時間をお与へ願ひたい。かように委員長において委員会の運営をお取り計らい願ひたい。

○委員長(加賀山之雄君) あらためて委員長から特別にお願いいたします。一般質疑ですぐに取りかわされた質疑には再び触れられないで、できるだけ具体的条項について御質疑をお願いしたい。それから御意見にわたることはできるだけ省略していただいて、質疑に集中されること、かようにお願いいたします。

○秋山長造君 委員長の今おっしゃることのお気持はわかるような気がいたします。しますけれども、ただ一般質問で触れた点は全然触れるな、それからまた意見は全然言ふな、さういふ……

○委員長(加賀山之雄君) 全然とは申しておりません。

○秋山長造君 せいぜいですが。

○委員長(加賀山之雄君) 皆様方の良識に基いた質疑をしていただければ、それでいいのです。

○秋山長造君 私ども良識に基いて、真剣に質疑をしてきたつもりです。今朝来やつてきたこの気持でやつていきたいと思ひますので、一つその点、委員長の手元であまり窮屈なワキはおはめにならぬように、良識というワキで一つお取りさばき願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 公務員の場合です、その意に反して罷免された場合は、これが救済規定があるわけなんです。もちろん公務員の場合と教育委員の場合とは違ひます。違ひますから、同日

に考へるといふことは私はできない面もあると思ひます。ただし、この法案の提案理由にもありましたように、教育行政の安定をはかるのだといふことが一つの重要な理由になつていようかと思ひます。さういたしますと、やはりそれには教育委員の身分安定という問題が重要な関係を持つてくと思ひますのであります。さういふ意味において、できるだけ教育委員の身分の安定をはかつていくということは非常に好ましいことであるといふふうに私は考へるのです。そこで、先ほど局長は、議会の同意を得て罷免するのであるから、それで十分であるといふふうに答弁されたわけでありす。しかし、私は議会というものを尊重しないといふのじゃないですよ。大いに尊重しておりますが、やはり議会というものは政治的な色彩があるわけでありす。ですから、やはり政治的な意図によつて行われる場合が絶対ないといふことは、私は言えないと思ひます。さういふ意味において、私は何らかの身分保障の規定ですね、もちろんその第五項は身分保障の規定であります。しかし、その中においても、その意に反して罷免されない。さういふ罷免された場合ですね、やはり身分保障の規定というものは、公務員の場合と事情が違ひますから同日には私も考へておりますが、何らかの規定を必要とするのじゃないか、さういふふうに考へるのですが、さういふ点、この立案においてお考へになりませんでしたか。

○政府委員(緒方信一君) その点につきましては、もしも不当な罷免がありました場合には、一般的には行政訴訟ができると思ひます。それ以上の方法

は必要じゃないと考へたのでございま
す。この七条の規定のように、第一項
から四項まで罷免のできる場合をは
きりたしまして、それ以外には罷免
できないのだという規定を設けました
ことは、安定の上から適当であると考
へます。

○荒木正三郎君 そりすると、罷免さ
れたことが適当でないというふうに文
部大臣の方で考へた場合には、これの
措置の要求をする、今の御答弁はそ
うであつたのですか、違ひのですか。

○政府委員(緒方信一君) 行政訴訟の
問題となるであらうということをし
上げました。

○矢嶋三義君 私も少し伺いたいの
ですが、後ほど触れて参りますが、教
育委員を五人あるいは三人任命した場
合に、それそれこの任期が違ひます
ね。あれは首長が独断でやるのでし
ょうね。

○政府委員(緒方信一君) それは附則
の第八条で書いてありますが、首長が
これを定めることにしております。

○矢嶋三義君 それで、こゝろ第七
条の第一項のごときは、これは威嚇条
文ともいへるものなんですね。実際
にこゝろいふものはほとんどないの
です。しかしこゝろいふ罷免権が首長が
議することができるといふのは、これ
は威嚇条文なんですね。まず教育委員
は任命制だ。そして教育委員は文部大
臣の承認を要するようになってゐる。
それからその教育委員は、公共団体が
承認したものを首長が任命する。こゝ
ろ形にして、さらにですね、こゝろい
ふ罷免権があれば、教育委員の立場に
立つと、まず首長から推薦を受けなく
ちやならぬ、それから推薦を受けた上

に議会の承認を得なくちやならぬ、そ
うしてちよつとまかり違ひと罷免され
る、これだけの条件がそろつておれ
ば、首長に対して、議会に対して教育
委員の立場というものは非常に弱くな
りますね。これはどうですか、文部大
臣、答へ願ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 弱い強いと
言へましようか。ともかく長が議会の
同意を得て任命するのであります。そ
うしてその罷免の場合には、非行があ
る場合にはこゝろまた議会の同意を得な
ければ罷免ができません。こゝろいふこ
となんです。そしてあなたの方の御指摘
の任期をだんだんにすることは、これ
は首長がやりませんから、首長の意思に
かかる部分は相当大であります。選
挙でも、強い強いといふんです、選挙
によつた委員はそれはできませんわ
ね、選挙といふもので権力を持つてお
りますから、それに比べれば、あなた
のおつしやる言葉を使えば、弱いと見
ていいかわかりません。

○矢嶋三義君 それで、まあ委員長の
御要望もありましたから触れませんが、
一般質問のときに議論されました教
育委員の自主性ですね、ことに予算の問
題を中心とするところの首長並びに議
会に対する教育委員の力といふものは
非常に弱まってくるわけですね。いわば
教育委員はいはいと、唯々諸々とし
た行動をとらざるを得ないやうに威嚇
条文が完備しているわけ、その点わ
れわれ一般質問のときに批判した点を
確認しておきます。先ほどから質疑の
中心になつてゐる「委員たるに適しな
い非行」といふのは、きつめて抽象的
に書いて、乱用のおそれがあるわけ
ですが、それで私は具体的に何うの

がね。第四条では「人格が高潔で、教
育、学術及び文化に關し識見を有する
もの」と、こゝろ書いてあるわけだ
ね。そこで私が伺ひたい点は、都道府
県知事の場合とりましよう。ただいま
の都道府県知事は選挙を受けるときは
教育行政に關しては、公立の大学と、
それから私立の高等学校以下の学校に
關してのみ教育行政に關する権を持つて
いる、そして公立の大学を除く諸学
校については予算案について若干の責
任と権限を持つておつただけです。
従つてこの都道府県知事は公選でござ
いますが、人格が高潔で教育、学術及
び文化云々なんかいふのは、こんなも
のは要件になつていないわけですね。
たとえばさき私には、矛盾が生じてく
るわけなんです。あなたは「人格が
高潔で、教育、学術及び文化に關し識
見を有する」云々といふのは、たとえ
ば二号さん、三号さんを持つてゐると
か、あるいは詐欺をやつたやうな人と
か、あるいは汚職とか、そういうやう
な……

○委員(加賀山之雄君) 矢嶋君、重
複しないやうに願ひます。
○矢嶋三義君 適しないとおつしやる
わけなんです。ところが今の首長は、
都道府県知事はそれが要件になつてい
ないから、該当者がおるわけですね。
おると思ふのです。その都道府県知事
が教育委員に対して罷免権を發動する
といふのはおかしいと思ふのだ。そう
いふところに矛盾を感じませんか。さ
うさきの四条のときのあなたの答弁か
らいけば、「委員たるに適しない非行」
といふのは、具体的に言わなければわ
からんから申し上げるのですが、二
号さん、三号さんを持つて家庭生活を乱

すとか、汚職なんかやる人は「委員た
るに適しない非行」のうちに入るやう
な答弁を第四条のときになさつておつ
たのですね。それは入るのですか、入
らんのですか。知事自身がそういう該
当者がおると思ふのです。自分がそ
ういふ該当者であつて、そして第七
条に教育委員に対してこゝろいふものを
發動するとなつたら、えらいことだと思
ふのです。抽象的な規定だから、こ
ういふ問題が起つてくるのですが、御
答へ願ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 現在の町村
長並びに知事は選挙によりますから
選挙の資格条件に反しない以上は、国
民の、選挙民の見るところによつて選
挙されておるのであります。これらの
人の完全性ですね、インテリビリティ
は選挙で保証されておるのでありま
す。非常に悪い人ならば当選するはず
はありません。選挙といふ民主的
手段に信頼して今就任しておるのであ
りますから、この人が任命したところ
の教育委員において、初めの任命のと
きと違つて、負託にそむき非行があつ
た場合には、知事それ自身がどうであ
ろうと、町村長それ自身がどうであ
ろうと、町村会全般の世論に關いて、こ
れを罷免するといふことは無理ではな
いと思ひます。

○矢嶋三義君 私が申し上げておるこ
とは、こゝろ法律が成立して、そし
て都道府県知事、市町村長、首長の選
挙が行われた、住民から選ばれた首長
がやられることに、私は一言の文句を
言ひません。私が問題にしている点
は、今の首長といふものは教育に關し
て、お父さんお母さんの子供の教育を
こゝろいふ形でまかせるというやうな選

挙をしていないのです。選挙されてい
ないのです。私知つておるある知事は
選挙のときに、私たちは教育行政につ
いては不適格のやうな取扱ひを受けて
いる云々、そういう演説をふつて歩い
た知事さんおられますよ。ところが今
の教育委員は、これに處られてあるす
べての内容のものをまかされて、公選委
員として今仕事をしています。そ
の人の権限は取り上げて、そして今
まで付与されてない条件で選ばれた
首長にこれだけの権限を与えておる。
そしてこれから任命する教育委員に
は、人格が高潔で、教育、学術及び文
化云々として条件をつけておいて、そ
うして非行があつたら罷免するぞ、そ
の罷免権を發動する人は、それを發議
する人は住民から選挙で選ばれたとき
には、こゝろいふ権限を手えられてい
なかつた。何も教育委員の条件になつ
てゐる人格が高潔、教育、学術、文化、
こゝろいふものはなかつた、私がさき
あなたに四条のとき何つた点を否定さ
れば、それに該当するやうな首長さ
んおられるのです。そゝろいふところ
に私は矛盾があると思ひます。その矛
盾を感じになりませんかといふこと
を伺つてゐる。だから乱用してはいけ
ない、こんなもの落せばいいんです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 首長は教育
委員会と別の職務を持つております。首
長自身にそれに適せざる非行があつた
時分には、おそくはリコールが始まる
ものと思ひます。教育委員は教育委員と
しての職務のあることは御承知の通り
です。そしてその教育委員の職務にた
えざる非行があるといふと、首長は
議会の同意を得て罷免権を發動する
といふこともあり得ることあります。こ

○湯山勇君　そういう場合に、これは今のうちに住民のリコールがあるまでは、道義的にも、政治的にも、首長は

合があるということになっておるので、この間には矛盾があると思うのですが、いかがでしょう。

めるかもしれません。それは事実がそうであればその判断に基きまして行われることもあり得ると思います。

問題が起つておるでしょう。たとえば町村合併をめぐる問題等にも、いろいろな問題があるわけだ。だからもしそ

「ければならない。」
○委員長（加賀山之雄君） よろしゅう
ございますか。

○成瀬幡治君 ちよつとちよつと。よろしくないです。ちよつと待つて下さい。どうもよくわかりませんが、またあとでお聞きすることにしまして、先ほど荒木委員の質問に対しまして、第五項のいわゆる救済規定は、行政訴訟でこれはやれるものと、こういうお話しでございまして。意に反しては罷免されない。その意に反しては罷免されないのである。もしあった場合は行政訴訟を起せばいいのだと、こういうことで救済規定になるのだとおっしゃった。実はたとえばAの人が不適格だといって議会の同意を得てやめさせてしまった。やめさせますね。そうして私は欠員が生じたことになりましたから、新しい人を、Aの人を任命してやる。おおよそ行政訴訟を起してやるわけですね。片一方では意に反しない罷免だといふので、そういういたしまして行政訴訟が勝てば、六人の教育委員ができてしまつたり、定員三名のところが四名になつてしまつたり、ですからそういうことは実質上起り得ないと思ひます。起り得ないけれども、もしそういうようなことにもなる場合に、たとえば第五條の任期の問題にもからみ合つてくるのですが、そういうような問題が起きたとか、いろいろなことが予想されるわけですが、第五條のときにちよつとおりませんでしたので、戻つて大へん悪いですが、ここで明らかにしておきたい点は、欠員を生じたような場合には、今までの例で申しますと、一年ぐらゐ教育委員を任命せずにおいたところもあるわけですが、繰り上げ次点になる。実際すぐやらなくてはならないのが、そこところはどうか。

いふふうになつておるのですか。欠員が生じたとする、そうしますとそれですぐ任命しなくちゃならないのか、そういうようなことも行政訴訟等の問題もあるから、その間一二年間は欠員をおくとか、あるいは二三年間は欠員をおくとか、そういうことが許されるものかどうか、そういうものは早急に私はやはり欠員を補充するというのが法の主体だと思ひます。ですから私は救済規定に言わんとするところは、あなたは救済規定が行政訴訟でできるじゃないかと、おっしゃるが、実際はできないじゃないかと、こういうことが言いたいわけですが、その点について局長の説明を求めます。

○政府委員(緒方信一君) 欠員ができましたら、実体としましては、いろいろございまして。しかし法律としまして、制度といたしまして、これはすみやかに欠員は補充するのが原則でございます。

○成瀬幡治君 行政訴訟で勝つてもとへ戻つてきた場合にどうするか。

○説明員(木田宏君) ただいま御指摘になりましたことは、教育委員の問題だけでなくて、広く一般の問題となることでもございまして。一人一職のポストの人につきましてそういう例が起ります場合には、やはり御指摘のような問題が起つて参ります。ですから教育委員だけに特有の問題というわけではなくて、訴訟で判決の措置によつてきまると思ひますが、ただ取り消された場合の措置をどのようにするかという点につきましては、判決が取り消されたから当然六人になる、こういうふうには考へておりません。やはりそ

の場合の処理としては、しかるべき処置を別途考慮されるものと考へておられます。それは教育委員についての任命制はございせんから、そういう先例はございせんから、一人一職の職につきまして、そういう訴訟事件が起つた場合の先例等からも、事実上適宜に処置がとられるものと私も考へておるわけでもございまして。

○成瀬幡治君 そうすると、教育委員がどういふ適宜な処置がとられるわけですか。あなたがどういふことがとられるであらうと予測するやうなことは、どういったやうなものでしょうか。それは関係条文も一つ示していただきたい。

○説明員(木田宏君) それは判決の内容によつてきまつてくることでもございします。ただ、判決の際に、そのポストにつけることが後任者の関係でできない場合の訴訟の措置等も判決の内容として示されることになり得ると考へるわけでもございします。

○成瀬幡治君 今お聞きしますと、判決の内容として、五人の場合に六人にならぬやうな判決が行われるだろうというのを、あなたは期待しての話しです。そうじゃなくて、実際六人になつてしまつたやうな場合にどうするかと、こういうことを言つておられるわけですか。

○政府委員(野木新一君) ただいまの点は、木田課長が申し上げましたやうにこの法律のみならず、他の法律にも同様に起る問題でございします。非常にむづかしい問題を含んでいるものと存じます。私も一応の解釈といたしましては、意に反して罷免すれば、それはその罷免という行為は違法行為になりません。従つてこれは行政事件訴訟の特例法等の関係法律によりまして、違法処分として行政の訴訟の問題となることと思ひます。そしてその任命行為が裁判の結果、たとえば任命行為が違法だ、無効だ、なお委員の地位にあるという場合には、おそろしく罷免行為の取消もしくは無効確認の訴え、あるいは現在まだ委員の地位にある、そういうことの確認の訴え、こういうことになりまして、もし判決の結果、同意を得ないで意に反して罷免したということが確認されまして、その罷免行為は法律の規定に反して取消されあるいは無効だといふことになるのではないかとと思ひます。そういういたしますと、その間に訴訟のことですから、あるいは一年ぐらゐかかるかも知れませんが、そうすると、その間に別箇の委員が、行政処分ですから一応効力を生じたものとして、欠員ができた。それに対して別の新しい委員が任命されてくる。その新しく任命された委員の地位はどうなるかという問題であります。これは非常にむづかしい問題を含んでおられるわけですが、おそろしくあとの新しい委員の任命行為は、やはり定員をこえて任命したということになりますので、あとの方は違法な行為といふことで、その任命行為は取り消すといふやうな問題で解決されるのではないかと、存する次第であります。

○秋山長造君 九条も一緒にやつていいですか。

○委員長(加賀山之雄君) どうぞ。

○秋山長造君 九条の一項の第四條第二項各号の一に該当するに至つた場合はその職を失ふ。そこところについてちよつと伺ひたいのです。

○政府委員(緒方信一君) 三号はございせん。

○秋山長造君 私、ちよつと勘違いしておりました。そこでついでに第九條の二項について伺ひたい。二項の二行目の「地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する訴訟」ですね、これは各選挙管理委員会がやるのだらうと思ひますが、その点と、それから訴訟の場合の被告は、やは

が。その第四條の二項の三号に、委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。とあり、三人以上所属することになつた場合にはどうするかというところが、七条の今、問題となつておつた二項、三項、四項であらゆる場合を想定して規定されておると思ひます。その場合には長が議会の同意を得て罷免することになつておる。ところが第九條の一項の一号によりますと、今私が申し上げたやうな場合には、自動的に職を失ふということになるわけですね。そこで失職といふことと、それから罷免といふことと、ちよつと抵触する点があると思ひます。その点の御説明をお願いいたします。

○政府委員(緒方信一君) ちよつと秋山先生今のところ四條の第二項の一号、二号、これはちよつとお説き違ひがあるのではないのですか。

○秋山長造君 一号、二号はいいのです。私のお尋ねしておるのは四條の三号です。

○政府委員(緒方信一君) 三号でなく、三項でしよう。

○秋山長造君 いや三号を言つてゐるのです。

○政府委員(緒方信一君) 三号はございせん。

○秋山長造君 私、ちよつと勘違いしておりました。そこでついでに第九條の二項について伺ひたい。二項の二行目の「地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する訴訟」ですね、これは各選挙管理委員会がやるのだらうと思ひますが、その点と、それから訴訟の場合の被告は、やは

り選管であるのかどうか、その両点についてお伺いします。

○政府委員（緒方信一君） これは地方自治法の規定を準用いたしておりますが、選挙管理委員会を被告といたしまして裁判所に訴を出す、こういうことでございます。選挙管理委員会の決定は、文書をもって理由をつけて本人に交付しなければならんという規定をここで準用しているわけでございます。

○秋山長造君 私の解釈の通りですね。

○湯山勇君 この辺で休憩したらどうでしょう。

○委員長（加賀山之雄君） これで十条は……。

○成瀬幡治君 第八条についてちょっと私は問題点があるのですが……。

（あとでやれよと呼ぶ者あり）

○委員長（加賀山之雄君） この機会に御報告いたしますが、先ほど法制局第二部長から、先ほどの成瀬委員の御質問に対して提出資料を求められたのであります。そういうものは今見当らない、今のところそれ以外には見当らないという御報告がありました。

この辺で委員会を休憩にいたしたいと思ひます、御異議ございませんか。（もうきよりは散会したかどうか）……御異議ないと認めます。休憩します。

午後五時四十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和三十一年五月二十六日印刷

昭和三十一年五月二十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局